

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
|--|---|
| <p>第1節 組織動員</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。</p> <p>また、府は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣するとともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことを考慮した災害応急対策のオペレーション体制を整備する。なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p>第1 府の組織体制</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて組織を設置し、災害応急活動を実施する。</p> <p>1 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動</p> <p>(略)</p> <p>2 大阪府防災・危機管理指令部の活動</p> <p>(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動～(3) 活動基準</p> <p>(略)</p> <p>(4) 地域情報班の活動開始 管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理対策指令部会議の開催とあわせて、地域情報班は活動を開始する。</p> <p>3 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>4 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置 知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置すると同時に、同本部地域連絡部を府民センタービル内に設置する。</p> <p>(1) 設置基準 ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により大規模な災害が発生したと判断したとき イ 府域において、震度6弱以上を観測したとき ウ 津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき エ 府域において、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき オ その他知事が必要と認めたとき (2) 廃止基準～(5) 地域連絡部の所掌事務</p> <p>(略)</p> <p>5 大阪府現地災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>6 大阪府水防本部の設置（「大阪府水防計画」参照） 知事は、設置基準に該当する場合には、府域における水防を統括するため、水防本部を設置し、大阪府防災・危機管理対策指令部と連携して活動する。 なお、大阪府災害警戒本部が設置された場合は、同本部と連携し、大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。</p> <p>(1) 設置基準 洪水、津波又は高潮による水災のおそれがあるとき (2) 廃止基準、(3) 所掌事務</p> <p>(略)</p> <p>7 震災応急対策連絡会議の設置 府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策関係機関連絡会議を設置する。 なお、必要に応じて構成員を追加する。</p> <p>(1) 組織及び運営、(2) 業務</p> <p>(略)</p> <p>第2 府の動員配備体制</p> <p>災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。（組織の設置基準等は、第1節第1「府の組織体制」参照。）</p> <p>1 非常1号配備</p> <p>(略)</p> <p>2 非常2号配備</p> <p>(1) 配備時期 ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき イ 府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき（自動配備） (2) 配備体制 災害応急対策を実施する体制</p> <p>3 非常3号配備</p> <p>(1) 配備時期 ア 防災・危機管理対策指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき イ 府域において震度6弱以上を観測したとき（自動配備） ウ 府域に特別警報が発表されたとき エ その他必要により知事が当該配備を指令するとき なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。 (2) 配備体制 府の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制</p> | <p>第1節 組織動員</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。</p> <p>また、府は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣するとともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことや複合的な災害が起こることを考慮した災害応急対策のオペレーション体制を整備する。なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。</p> <p>第1 府の組織体制</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて組織を設置し、災害応急活動を実施する。</p> <p>1 大阪府防災・危機管理警戒体制の活動</p> <p>(略)</p> <p>2 大阪府防災・危機管理指令部の活動</p> <p>(1) 大阪府防災・危機管理指令部の活動～(3) 活動基準</p> <p>(略)</p> <p>(4) 地域情報班の活動開始 管内各地域の災害対策にかかる情報収集、関係機関への連絡等にあたるため、大阪府防災・危機管理指令部会議の開催とあわせて、地域情報班は活動を開始する。</p> <p>3 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>4 大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置 知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置すると同時に、同本部地域連絡部を府民センタービル内に設置する。</p> <p>(1) 設置基準 ア 防災・危機管理指令部が災害情報により大規模な災害が発生したと判断したとき イ 府域において、震度6弱以上を観測したとき ウ 津波による大規模な災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき エ 府域において、特別警報（大津波警報を含む。）が発表されたとき オ その他知事が必要と認めたとき (2) 廃止基準～(5) 地域連絡部の所掌事務</p> <p>(略)</p> <p>5 大阪府現地災害対策本部の設置</p> <p>(略)</p> <p>6 大阪府水防本部の設置（「大阪府水防計画」参照） 知事は、設置基準に該当する場合には、府域における水防を統括するため、水防本部を設置し、大阪府防災・危機管理指令部と連携して活動する。 なお、大阪府防災・危機管理警戒本部が設置された場合は、同本部と連携し、大阪府災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。</p> <p>(1) 設置基準 洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災のおそれがあるとき (2) 廃止基準、(3) 所掌事務</p> <p>(略)</p> <p>7 震災応急対策連絡会議の設置 府は、大阪府防災会議と大阪府災害対策本部との間の連絡を緊密に行うため、大阪府災害対策本部の設置後速やかに震災応急対策連絡会議を設置する。 なお、必要に応じて構成員を追加する。</p> <p>(1) 組織及び運営、(2) 業務</p> <p>(略)</p> <p>第2 府の動員配備体制</p> <p>災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。（組織の設置基準等は、第1節第1「府の組織体制」参照。）</p> <p>1 非常1号配備</p> <p>(略)</p> <p>2 非常2号配備</p> <p>(1) 配備時期 ア 防災・危機管理指令部が災害情報により災害が発生したと判断したとき イ 府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき（自動配備） (2) 配備体制 災害応急対策を実施する体制</p> <p>3 非常3号配備</p> <p>(1) 配備時期 ア 防災・危機管理指令部が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき イ 府域において震度6弱以上を観測したとき（自動配備） ウ 府域に特別警報が発表されたとき エ その他必要により知事が当該配備を指令するとき なお、前各号に掲げる各配備区分の配備時期についても同様とする。 (2) 配備体制 府の全力をあげて災害応急対策等を実施する体制</p> |

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
|---|---|
| <p>4 大阪府水防本部の配備体制（大阪府水防計画 参照）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> | <p>4 大阪府水防本部の配備体制（大阪府水防計画 参照）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> |
| <p>第3 市町村の組織動員配備体制</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> | <p>第3 市町村の組織動員配備体制</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> |
| <p>第4 関西広域連合の組織動員配備体制</p> <p>災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、必要な体制・配備を行う。</p> <p>また、被害が甚大で関西広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、関西広域連合災害対策本部（兵庫県）、現地支援本部（府庁等）を設置する。</p> <p>[参考：情報収集体制の基準]</p> <p>① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度5強以上の揺れが観測された場合</p> <p>② 圏域内で津波警報（大津波）が発表された場合</p> <p>③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合</p> <p>④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合</p> <p>第5 防災関係機関の組織動員配備体制</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> | <p>第4 関西広域連合の組織動員配備体制</p> <p>災害が発生した場合、又は災害の発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、必要な体制・配備を行う。</p> <p>また、被害が甚大で関西広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、関西広域連合災害対策本部（兵庫県）、現地支援本部（府庁等）を設置する。</p> <p>[参考：情報収集体制の基準]</p> <p>① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度5強以上の揺れが観測された場合</p> <p>② 圏域内で津波警報（大津波）が発表された場合</p> <p>③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合</p> <p>④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合</p> <p>第5 防災関係機関の組織動員配備体制</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> |
| <p>第2節 自衛隊の災害派遣</p> <p>知事は、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。</p> <p>第1 知事の派遣要請</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2 自衛隊の自発的出動基準</p> <p>1 要請を待つかとまがない場合の災害派遣</p> <p>災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つかとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。</p> <p>この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。</p> <p>(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合</p> <p>(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合</p> <p>(3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合</p> <p>(4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つかとまがないと認められる場合</p> <p>2 防衛省施設の近傍等における災害派遣</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第3 派遣部隊の受入れ</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第4 派遣部隊の活動</p> <p>派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。</p> <p>1 被害状況の把握、2 避難の援助</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 遭難者等の捜索救助</p> <p>行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。</p> <p>4 水防活動、11 危険物の保安及び除去</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第5 撤収要請</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> | <p>第2節 自衛隊の災害派遣</p> <p>知事は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。</p> <p>第1 知事の派遣要請</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第2 自衛隊の自発的出動基準</p> <p>1 要請を待つかとまがない場合の災害派遣</p> <p>災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つかとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。</p> <p>この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。</p> <p>(1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合</p> <p>(2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合</p> <p>(3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合</p> <p>(4) <u>海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合</u></p> <p>(5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つかとまがないと認められる場合</p> <p>2 防衛省施設の近傍等における災害派遣</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第3 派遣部隊の受入れ</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第4 派遣部隊の活動</p> <p>派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。</p> <p>1 被害状況の把握、2 避難の援助</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 遭難者等の捜索救助</p> <p>行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。</p> <p>4 水防活動、11 危険物の保安及び除去</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第5 撤収要請</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他都道府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助等、応急対策に万全を期する。</p> <p>また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。</p> |

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
|--|--|
| <p>第1 府</p> <p>知事は、府単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。</p> <p>1 関西広域連合への応援要請 関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。 (1) 要請の方法, (2) 応援の内容 (略) (3) 受援体制の確立 府は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。</p> <p>2 全国都道府県への応援要請 ～5 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等 (略)</p> <p>6 災害発生府県等への支援 (1) 災害発生府県知事からの応援の要求 災害発生府県知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合、知事は、正当な理由がない限り、応援を実施することとし、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動する。 (2) 内閣総理大臣からの応援の要求, (3) 災害応急対策の実施 (略)</p> | <p>第1 府</p> <p>知事は、府単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する <u>とともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</u></p> <p>1 関西広域連合への応援要請 関西広域連合への応援要請は、次の方法で行う。 (1) 要請の方法, (2) 応援の内容 (略) (3) 受援体制の確立 府は、<u>応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。</u></p> <p>2 全国都道府県への応援要請 ～5 緊急消防援助隊の派遣要請及び府内の部隊移動指示等 (略)</p> <p>6 災害発生都道府県への支援 (1) 災害発生都道府県知事からの応援の要求 災害発生都道府県知事から応急措置を実施するための応援を求められた場合、知事は、正当な理由がない限り、応援を実施することとし、応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動する。 (2) 内閣総理大臣からの応援の要求, (3) 災害応急対策の実施 (略)</p> |
| <p>第2 府公安委員会 (略)</p> | <p>第2 府公安委員会 (略)</p> |
| <p>第3 市町村</p> <p>1 応援の要求等 市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求する。 (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請 (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求 (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼 (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請 なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。</p> <p>2 知事の指示等, 3 知事による応急措置の代行 (略)</p> | <p>第3 市町村</p> <p>1 応援の要求等 市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要求する <u>とともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。</u> (1) 知事に対する応援の要求又は実施の要請 (2) 他の市町村長、水防事務組合管理者に対する応援の要求 (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の依頼 (4) 指定地方行政機関の長、都道府県知事又は他の市町村長に対する職員の派遣要請若しくは知事に対するあっせん要請 なお、要求を受けた知事又は市町村長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。</p> <p>2 知事の指示等, 3 知事による応急措置の代行 (略)</p> |
| <p>第4 広域応援等の受入れ (略)</p> | <p>第4 広域応援等の受入れ (略)</p> |
| <p>第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣 (略)</p> | <p>第5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣 (略)</p> |
| <p>第4節 災害緊急事態 (略)</p> | <p>第4節 災害緊急事態 (略)</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---------|----------------|---|---------------|---|---------------|-----------------------------|---------------|---------------------|-----|-----|-------|---------|----|---------|--------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|--------|------|----------------|---|---------------|---|---------------|-----------------------------|---------------|---------------------|---|--------|------|---------------|--|--------------|--|--------------|----------------------------|--------------|---------------------|-----|-----|-------|---------|----|---------|--------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|---------|--------|------|---------------|--|--------------|--|--------------|----------------------------|--------------|---------------------|
| <p>第1節 警戒期の情報伝達</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。</p> <p>第1 気象予警報の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する気象予警報</p> <p>(略)</p> <p>2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報 大阪管区気象台と近畿地方整備局は、「淀川洪水予報実施要領」、「桂川洪水予報実施要領」、「大和川洪水予報実施要領」、「猪名川洪水予報実施要領」に基づき、淀川、桂川、大和川、猪名川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項) 洪水予報の関係機関への伝達経路は、[別図1-3]による。</p> <table border="1" data-bbox="199 706 1024 958"> <thead> <tr> <th>標題(種類)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫注意情報(洪水注意報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>はん濫警戒情報(洪水警報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険情報(洪水警報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>はん濫発生情報(洪水警報)</td> <td>洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>大阪管区気象台及び近畿地方整備局は、淀川、大和川、猪名川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。 府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。</p> <p>3 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報 大阪管区気象台と大阪府は、「<u>一級河川</u>大和川水系石川の洪水予報実施要領」、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」、「淀川水系神崎川・安威川流域の洪水予報実施要領」、「大津川水系大津川・榎尾川の洪水予報実施要領」、「大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)</p> <p>(1) 対象河川</p> <table border="1" data-bbox="214 1308 1024 1552"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>連絡系統図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川大和川</td> <td>石川</td> <td>[別図1-4]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一級河川淀川</td> <td>寝屋川流域 寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川</td> <td>[別図1-5]</td> </tr> <tr> <td>神崎川・安威川</td> <td>[別図1-6]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二級河川大津川</td> <td>大津川・榎尾川</td> <td>[別図1-7]</td> </tr> <tr> <td>牛滝川</td> <td>[別図1-8]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 発表の基準</p> <table border="1" data-bbox="220 1605 982 1872"> <thead> <tr> <th>標題(種類)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん濫注意情報(洪水注意報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>はん濫警戒情報(洪水警報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>はん濫危険情報(洪水警報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>はん濫発生情報(洪水警報)</td> <td>洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(表1)大雨警報・注意報基準～(表3)高潮警報・注意報基準 (略)</p> | 標題(種類) | 発表基準 | はん濫注意情報(洪水注意報) | いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | はん濫警戒情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | はん濫危険情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。 | はん濫発生情報(洪水警報) | 洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。 | 水系名 | 河川名 | 連絡系統図 | 一級河川大和川 | 石川 | [別図1-4] | 一級河川淀川 | 寝屋川流域 寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川 | [別図1-5] | 神崎川・安威川 | [別図1-6] | 二級河川大津川 | 大津川・榎尾川 | [別図1-7] | 牛滝川 | [別図1-8] | 標題(種類) | 発表基準 | はん濫注意情報(洪水注意報) | いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | はん濫警戒情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | はん濫危険情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。 | はん濫発生情報(洪水警報) | 洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。 | <p>第1節 警戒期の情報伝達</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。</p> <p>第1 気象予警報の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台が発表する気象予警報</p> <p>(略)</p> <p>2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報 大阪管区気象台と近畿地方整備局は、「淀川洪水予報実施要領」、「桂川洪水予報実施要領」、「大和川洪水予報実施要領」、「猪名川洪水予報実施要領」に基づき、淀川、桂川、大和川、猪名川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項) 洪水予報の関係機関への伝達経路は、[別図1-3]による。</p> <table border="1" data-bbox="1144 706 1969 958"> <thead> <tr> <th>標題(種類)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報(洪水注意報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報(洪水警報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報(洪水警報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報(洪水警報)</td> <td>洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>大阪管区気象台及び近畿地方整備局は、淀川、大和川、猪名川の洪水予報を府に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。 府は、この通知を受けたときは、直ちに府水防計画で定める水防管理者等にその内容を通知する。</p> <p>3 大阪管区気象台と大阪府が共同で発表する洪水予報 大阪管区気象台と大阪府は、「大和川水系石川の洪水予報実施要領」、「淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領」、「淀川水系神崎川・安威川の洪水予報実施要領」、「大津川水系大津川・榎尾川の洪水予報実施要領」、「大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表する。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)</p> <p>(1) 対象河川</p> <table border="1" data-bbox="1159 1308 1969 1552"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>連絡系統図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級河川大和川</td> <td>石川</td> <td>[別図1-4]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一級河川淀川</td> <td>寝屋川流域 寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川</td> <td>[別図1-5]</td> </tr> <tr> <td>神崎川・安威川</td> <td>[別図1-6]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二級河川大津川</td> <td>大津川・榎尾川</td> <td>[別図1-7]</td> </tr> <tr> <td>牛滝川</td> <td>[別図1-8]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 発表の基準</p> <table border="1" data-bbox="1165 1605 1927 1872"> <thead> <tr> <th>標題(種類)</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報(洪水注意報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報(洪水警報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報(洪水警報)</td> <td>いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報(洪水警報)</td> <td>洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(表1)大雨警報・注意報基準～(表3)高潮警報・注意報基準 (略)</p> | 標題(種類) | 発表基準 | 氾濫注意情報(洪水注意報) | いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | 氾濫警戒情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | 氾濫危険情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 | 氾濫発生情報(洪水警報) | 洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。 | 水系名 | 河川名 | 連絡系統図 | 一級河川大和川 | 石川 | [別図1-4] | 一級河川淀川 | 寝屋川流域 寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川 | [別図1-5] | 神崎川・安威川 | [別図1-6] | 二級河川大津川 | 大津川・榎尾川 | [別図1-7] | 牛滝川 | [別図1-8] | 標題(種類) | 発表基準 | 氾濫注意情報(洪水注意報) | いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | 氾濫警戒情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | 氾濫危険情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 | 氾濫発生情報(洪水警報) | 洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。 |
| 標題(種類) | 発表基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫注意情報(洪水注意報) | いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫警戒情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫危険情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫発生情報(洪水警報) | 洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水系名 | 河川名 | 連絡系統図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一級河川大和川 | 石川 | [別図1-4] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一級河川淀川 | 寝屋川流域 寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川 | [別図1-5] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 神崎川・安威川 | [別図1-6] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二級河川大津川 | 大津川・榎尾川 | [別図1-7] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 牛滝川 | [別図1-8] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 標題(種類) | 発表基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫注意情報(洪水注意報) | いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫警戒情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫危険情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| はん濫発生情報(洪水警報) | 洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 標題(種類) | 発表基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫注意情報(洪水注意報) | いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫警戒情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫危険情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫発生情報(洪水警報) | 洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水系名 | 河川名 | 連絡系統図 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一級河川大和川 | 石川 | [別図1-4] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一級河川淀川 | 寝屋川流域 寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川 | [別図1-5] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 神崎川・安威川 | [別図1-6] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二級河川大津川 | 大津川・榎尾川 | [別図1-7] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 牛滝川 | [別図1-8] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 標題(種類) | 発表基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫注意情報(洪水注意報) | いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫警戒情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫危険情報(洪水警報) | いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氾濫発生情報(洪水警報) | 洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第2 土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 府および大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表後、府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。(災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条)</p> <p>※ 土壌雨量指数：第2節第4参照</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報発表の対象としない市町村 大阪市、摂津市、守口市、門真市、松原市、藤井寺市、高石市、泉大津市、忠岡町、田尻町は土砂災害が発生する地形を呈していないため発表の対象としない。</p> <p>(2) 伝達体制 [別図1-9]の伝達経路による。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報の留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。</p> | <p>第2 土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>1 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 府および大阪管区気象台は大雨警報(土砂災害)発表後、府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壌雨量指数が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達する。市町村は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。<u>(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条)</u></p> <p>※ 土壌雨量指数：第2節第4参照</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報発表の対象としない市町村 大阪市、摂津市、守口市、門真市、松原市、藤井寺市、高石市、泉大津市、忠岡町、田尻町は土砂災害が発生する地形を呈していないため発表の対象としない。</p> <p>(2) 伝達体制 [別図1-9]の伝達経路による。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報の留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。<u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------------------|---------------------------|---|-------------------------|---|----------------|---|-------------------|--|--------------|--|--------|------------|------|-------|------|----|-------|-------|------|----------|----|----------|-------|-------|---------|--------------------------|--------|---------------|------|--|-----------|---------|-------|------|----|----|-------|-------|-------|------|------|----|----|-------|-------|-------|-------|---------|----|----|--|-------|-----|---------------------------|---|-------------------------|---|----------------|---|-------------------|--|--------------|--|--------|------------|------|-------|------|----|-------|-------|------|----------|----|----------|-------|-------|---------|--------------------------|--------|---------------|------|--|-----------|---------|-------|------|----|----|-------|-------|-------|------|------|----|----|-------|-------|-------|-------|---------|----|----|
| <p>第3 津波警報・注意報等の伝達</p> <p>1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 (1) 大津波警報・津波警報・注意報 (略)</p> <p>(2) 津波情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報(注1)</td> <td>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報(注2)</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 津波観測に関する情報の発表内容 ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。</p> <p>沿岸における最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・注意報</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1 m超</td> <td>数値</td> </tr> <tr> <td>1 m以下</td> <td>「観測中」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0. 2 m以上</td> <td>数値</td> </tr> <tr> <td>0. 2 m未満</td> <td>「観測中」</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>高さに関わらず</td> <td>数値(津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 沖合の津波観測に関する情報 ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。 ② 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ③ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)と発表する。 ④ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警報・注意報</th> <th rowspan="2">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th colspan="2">発表内容</th> </tr> <tr> <th>沖合における観測値</th> <th>沿岸での推定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3 m超</td> <td>数値</td> <td>数値</td> </tr> <tr> <td>3 m以下</td> <td>「観測中」</td> <td>「推定中」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1 m超</td> <td>数値</td> <td>数値</td> </tr> <tr> <td>1 m以下</td> <td>「観測中」</td> <td>「推定中」</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>高さに関わらず</td> <td>数値</td> <td>数値</td> </tr> </tbody> </table> <p>津波情報の留意事項等 i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 iii) 津波観測に関する情報 ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 iv) 沖合の津波観測に関する情報 ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</p> <p>(3) 地震情報 (略)</p> <p>(4) 緊急地震速報 (略)</p> <p>2 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路 (略)</p> | 情報の種類 | 内 容 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 | 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 | 津波観測に関する情報(注1) | 実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。 | 沖合の津波観測に関する情報(注2) | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。 | 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要な事項を発表。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。 | 警報・注意報 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | 大津波警報 | 1 m超 | 数値 | 1 m以下 | 「観測中」 | 津波警報 | 0. 2 m以上 | 数値 | 0. 2 m未満 | 「観測中」 | 津波注意報 | 高さに関わらず | 数値(津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現) | 警報・注意報 | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容 | | 沖合における観測値 | 沿岸での推定値 | 大津波警報 | 3 m超 | 数値 | 数値 | 3 m以下 | 「観測中」 | 「推定中」 | 津波警報 | 1 m超 | 数値 | 数値 | 1 m以下 | 「観測中」 | 「推定中」 | 津波注意報 | 高さに関わらず | 数値 | 数値 | <p>第3 津波警報・注意報等の伝達</p> <p>1 気象庁が発表する津波警報・注意報等 (1) 大津波警報・津波警報・注意報 (略)</p> <p>(2) 津波情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報(注1)</td> <td>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報(注2)</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 津波観測に関する情報の発表内容 ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。</p> <p>沿岸における最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・注意報</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1 m超</td> <td>数値</td> </tr> <tr> <td>1 m以下</td> <td>「観測中」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0. 2 m以上</td> <td>数値</td> </tr> <tr> <td>0. 2 m未満</td> <td>「観測中」</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>高さに関わらず</td> <td>数値(津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 沖合の津波観測に関する情報 ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。 ② 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ③ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)と発表する。 ④ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警報・注意報</th> <th rowspan="2">沿岸で推定される津波の高さ</th> <th colspan="2">発表内容</th> </tr> <tr> <th>沖合における観測値</th> <th>沿岸での推定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3 m超</td> <td>数値</td> <td>数値</td> </tr> <tr> <td>3 m以下</td> <td>「観測中」</td> <td>「推定中」</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1 m超</td> <td>数値</td> <td>数値</td> </tr> <tr> <td>1 m以下</td> <td>「観測中」</td> <td>「推定中」</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>高さに関わらず</td> <td>数値</td> <td>数値</td> </tr> </tbody> </table> <p>津波情報の留意事項等 i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 iii) 津波観測に関する情報 ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。 iv) 沖合の津波観測に関する情報 ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</p> <p>(3) 地震情報 (略)</p> <p>(4) 緊急地震速報 (略)</p> <p>2 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路 (略)</p> | 情報の種類 | 内 容 | 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 | 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 | 津波観測に関する情報(注1) | 実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 | 沖合の津波観測に関する情報(注2) | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。 | 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要な事項を発表。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。 | 警報・注意報 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | 大津波警報 | 1 m超 | 数値 | 1 m以下 | 「観測中」 | 津波警報 | 0. 2 m以上 | 数値 | 0. 2 m未満 | 「観測中」 | 津波注意報 | 高さに関わらず | 数値(津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現) | 警報・注意報 | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容 | | 沖合における観測値 | 沿岸での推定値 | 大津波警報 | 3 m超 | 数値 | 数値 | 3 m以下 | 「観測中」 | 「推定中」 | 津波警報 | 1 m超 | 数値 | 数値 | 1 m以下 | 「観測中」 | 「推定中」 | 津波注意報 | 高さに関わらず | 数値 | 数値 |
| 情報の種類 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波観測に関する情報(注1) | 実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沖合の津波観測に関する情報(注2) | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要な事項を発表。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警報・注意報 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報 | 1 m超 | 数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 m以下 | 「観測中」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報 | 0. 2 m以上 | 数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 0. 2 m未満 | 「観測中」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波注意報 | 高さに関わらず | 数値(津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警報・注意報 | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 沖合における観測値 | 沿岸での推定値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報 | 3 m超 | 数値 | 数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 m以下 | 「観測中」 | 「推定中」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報 | 1 m超 | 数値 | 数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 m以下 | 「観測中」 | 「推定中」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波注意報 | 高さに関わらず | 数値 | 数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報の種類 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波観測に関する情報(注1) | 実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 沖合の津波観測に関する情報(注2) | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要な事項を発表。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警報・注意報 | 観測された津波の高さ | 発表内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報 | 1 m超 | 数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 m以下 | 「観測中」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報 | 0. 2 m以上 | 数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 0. 2 m未満 | 「観測中」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波注意報 | 高さに関わらず | 数値(津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 警報・注意報 | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 沖合における観測値 | 沿岸での推定値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大津波警報 | 3 m超 | 数値 | 数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 m以下 | 「観測中」 | 「推定中」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波警報 | 1 m超 | 数値 | 数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 m以下 | 「観測中」 | 「推定中」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津波注意報 | 高さに関わらず | 数値 | 数値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

府地域防災計画(平成26年3月)

今回変更

第4 住民への周知

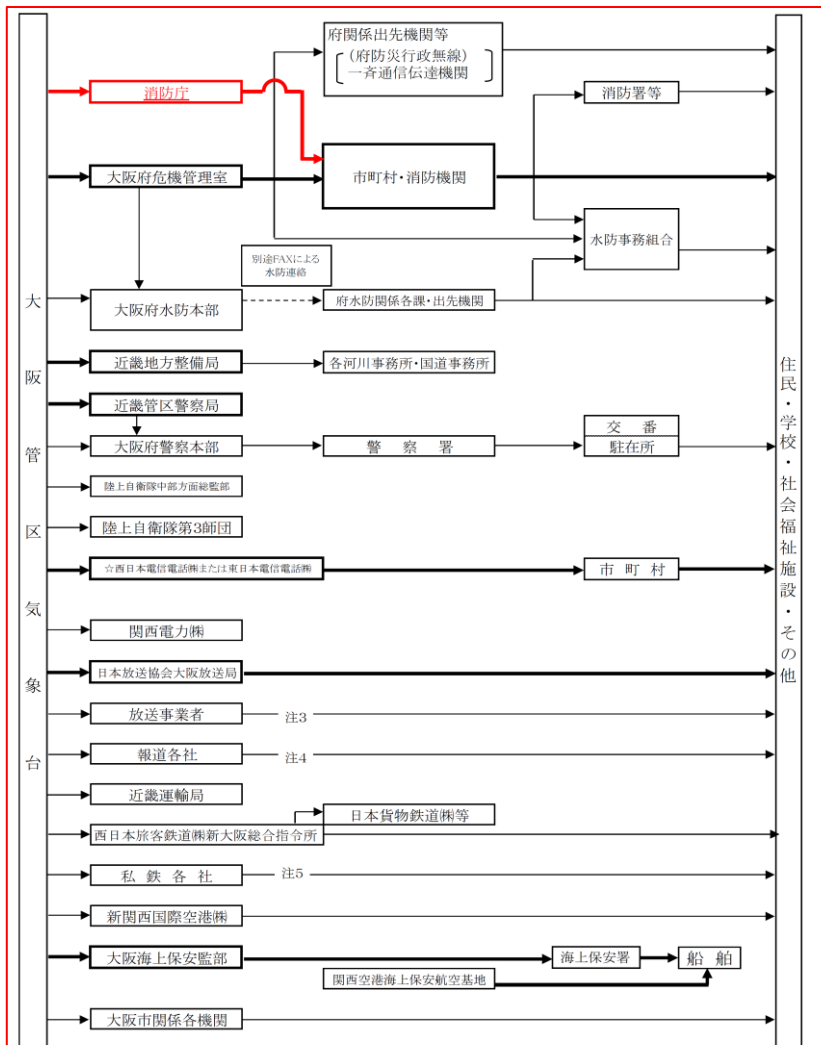
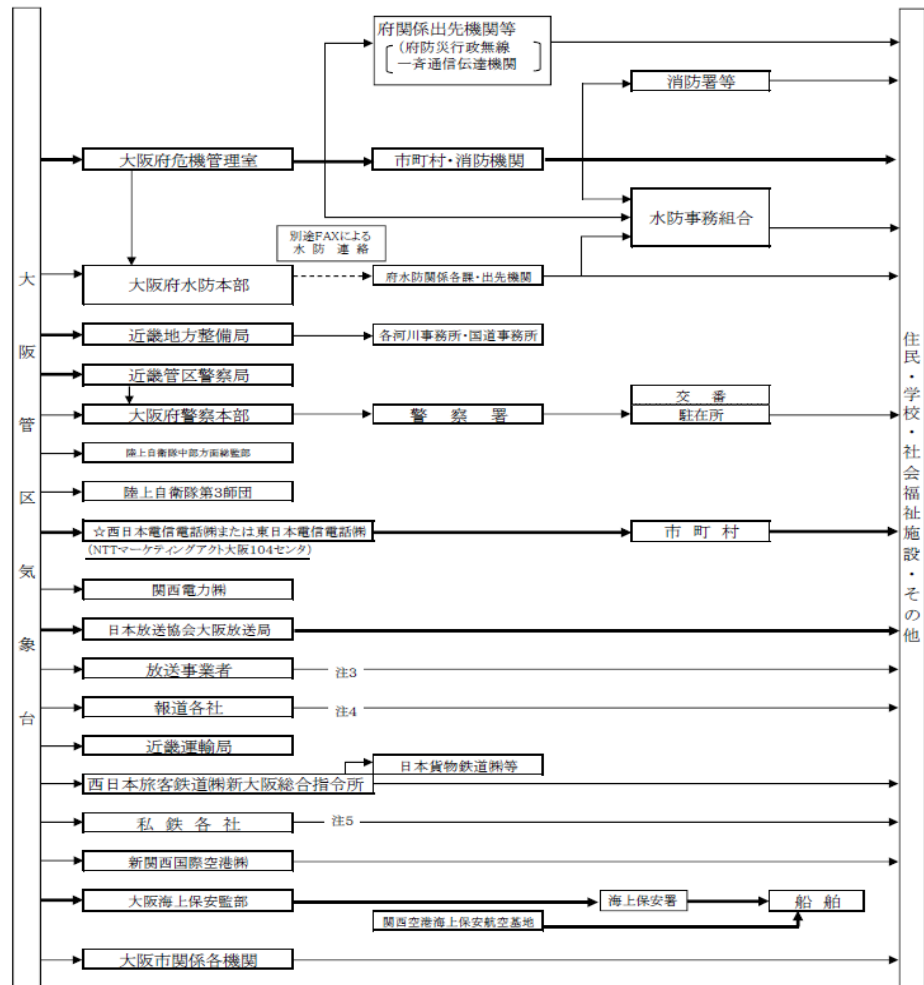
第4 住民への周知

(略)

(略)

[別図 1-1] 気象予警報等の関係機関への伝達経路

[別図 1-1] 気象予警報等の関係機関への伝達経路

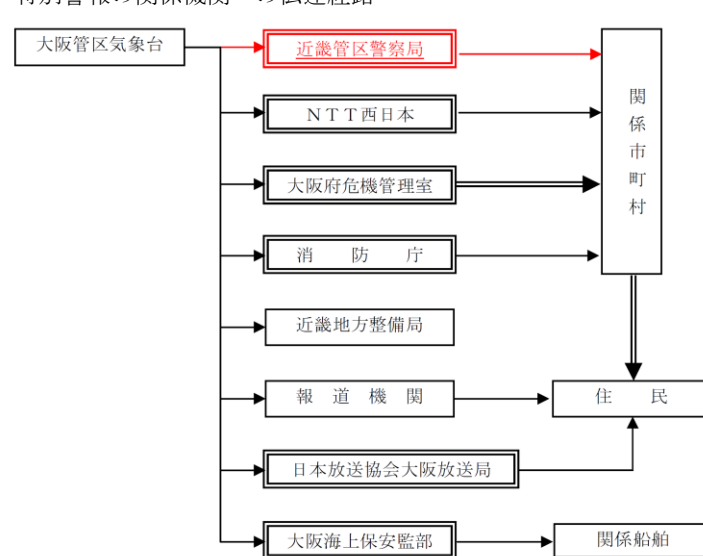
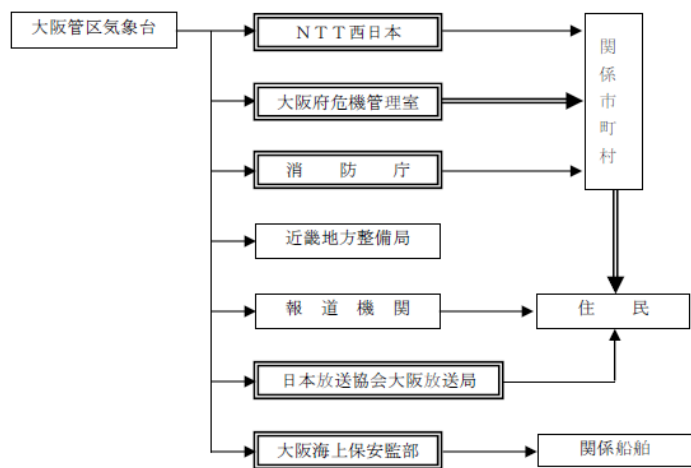


(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、警報のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(京北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、警報のみ
 3 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、京面FM(まちぞく放送株式会社)の7社である。
 4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、京北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

[別図 1-2] 特別警報の関係機関への伝達経路

[別図 1-2] 特別警報の関係機関への伝達経路



(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

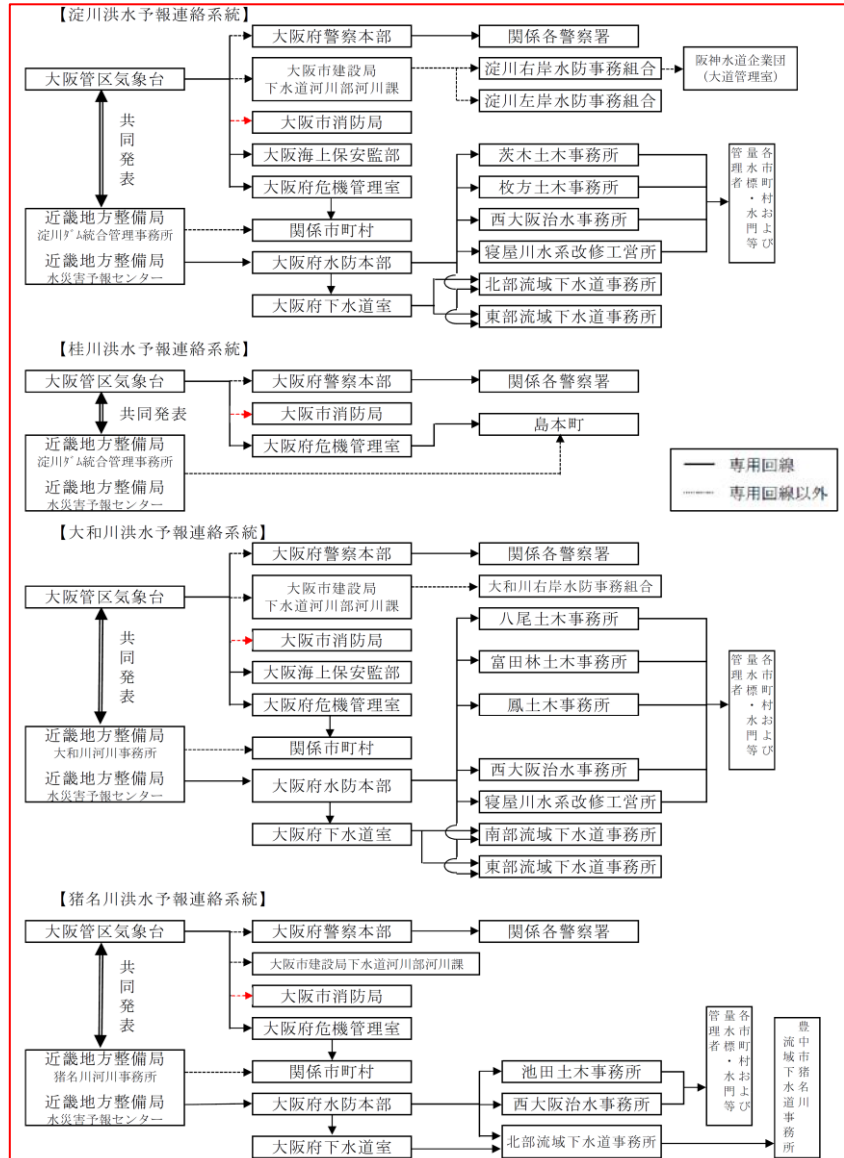
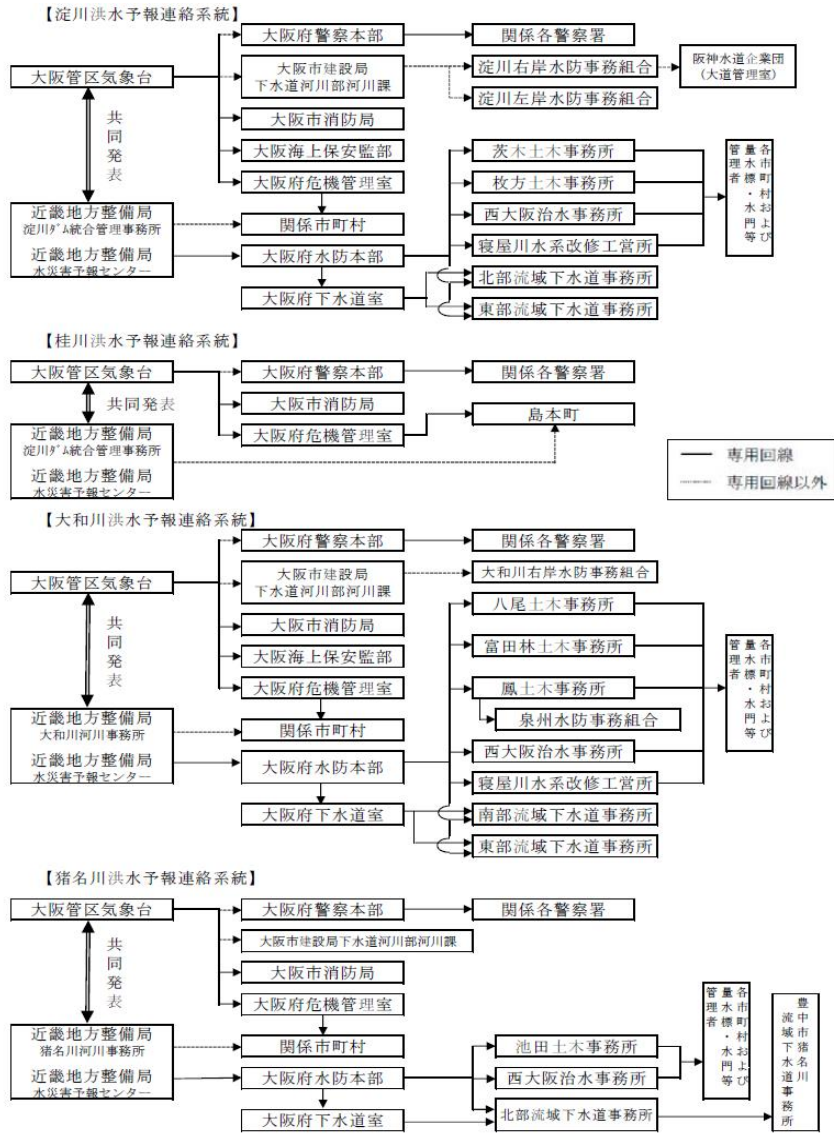
(注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

府地域防災計画(平成26年3月)

今回変更

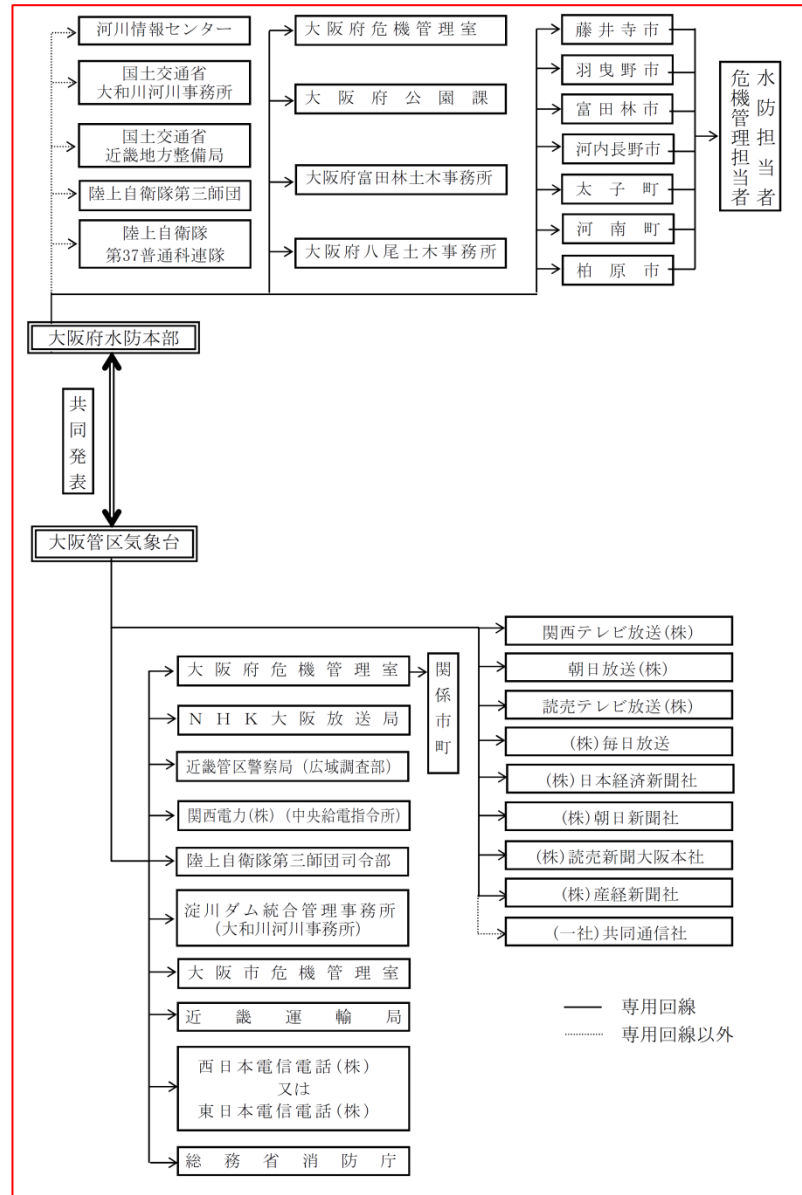
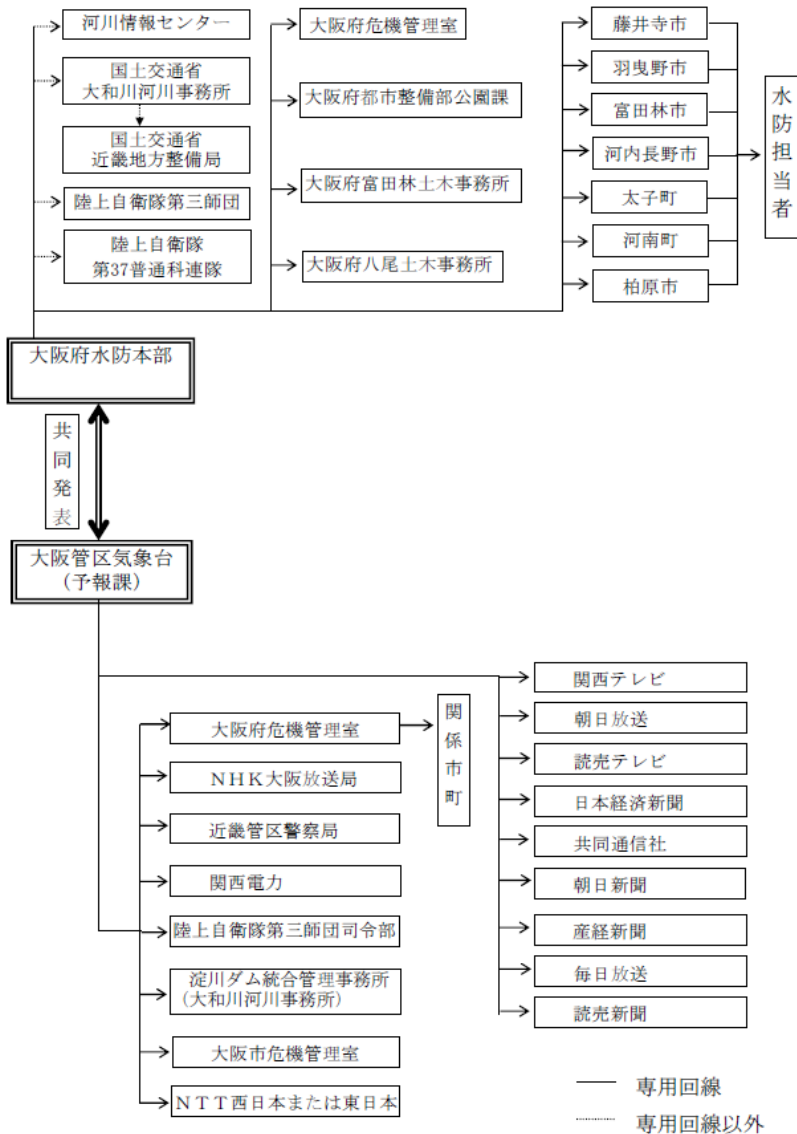
[別図1-3] 洪水予報等の関係機関への伝達経路(大阪管区气象台・近畿地方整備局)

[別図1-3] 洪水予報等の関係機関への伝達経路(大阪管区气象台・近畿地方整備局)



[別図1-4] 石川洪水予報連絡系統図

[別図1-4] 石川洪水予報連絡系統図

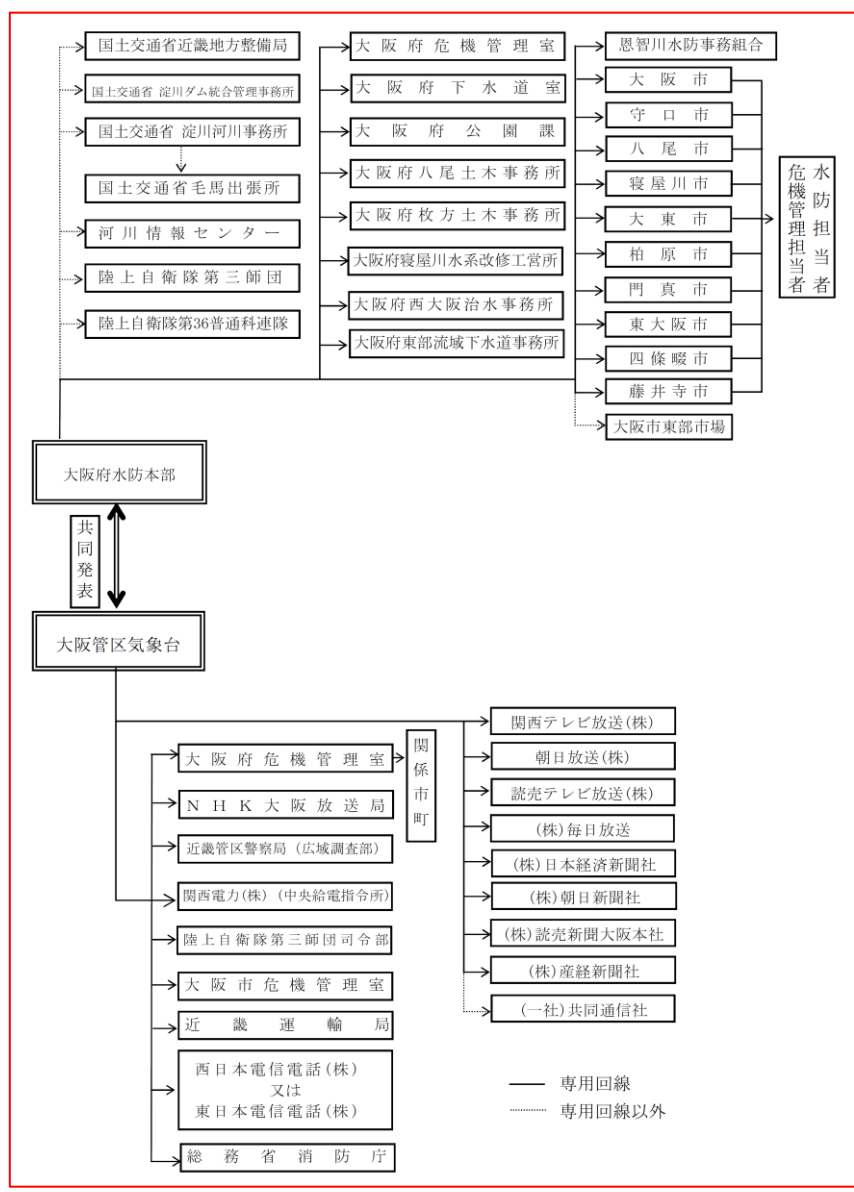
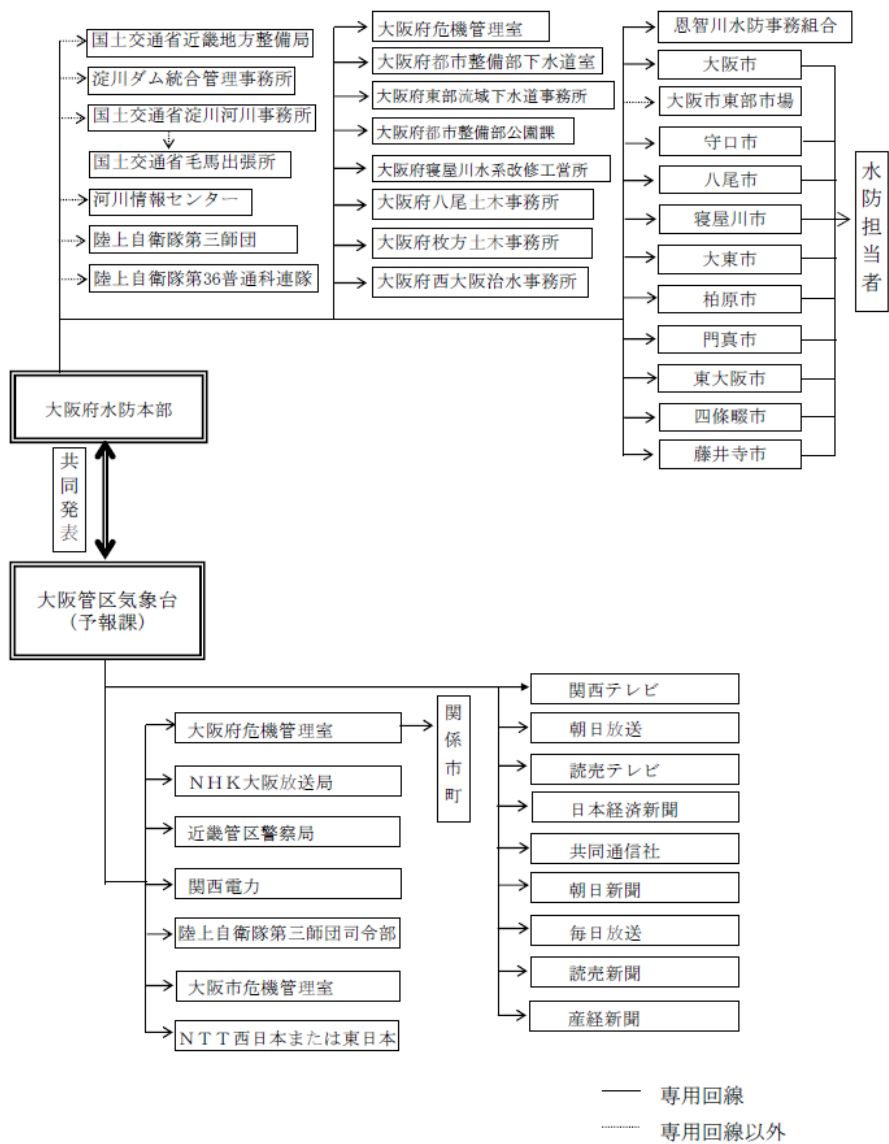


府地域防災計画(平成26年3月)

今回変更

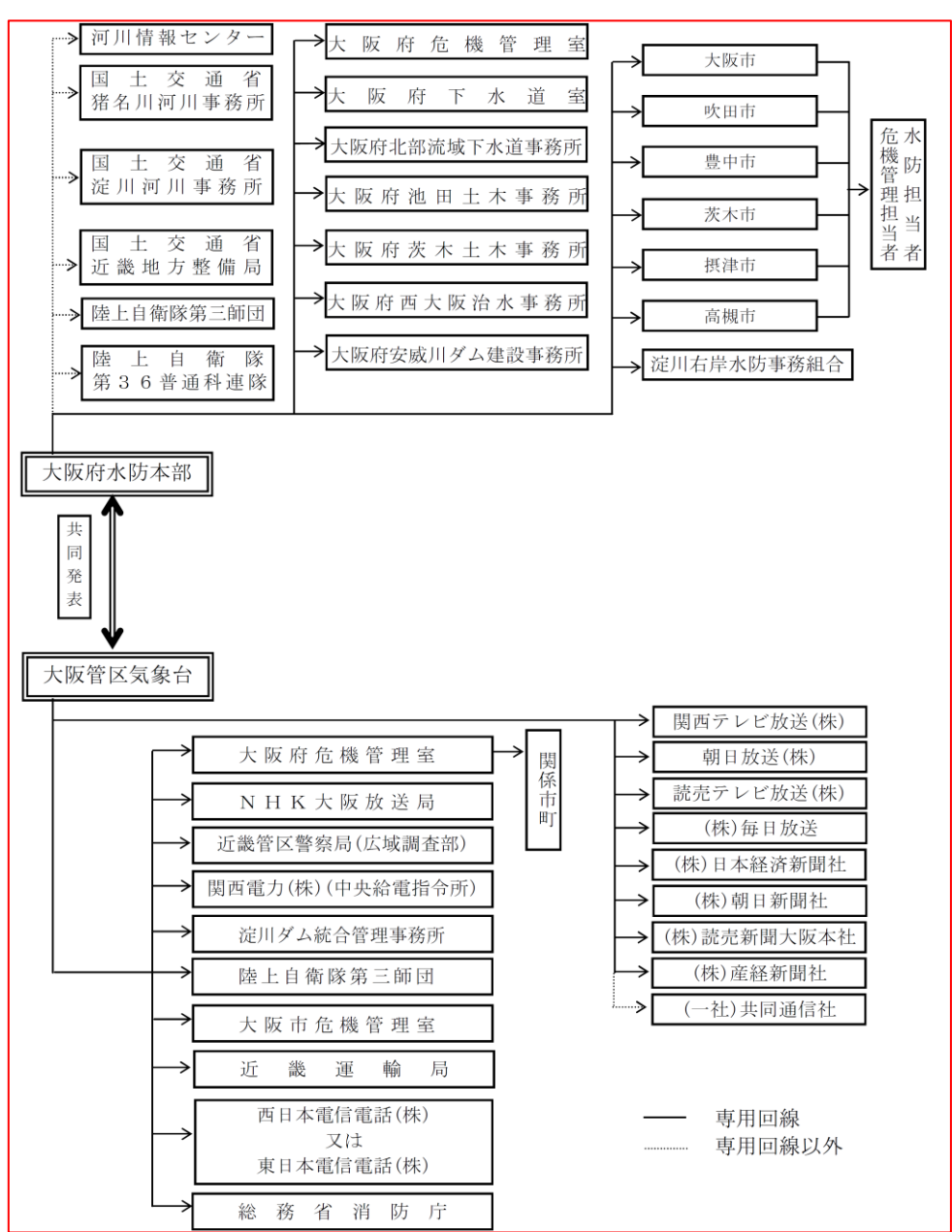
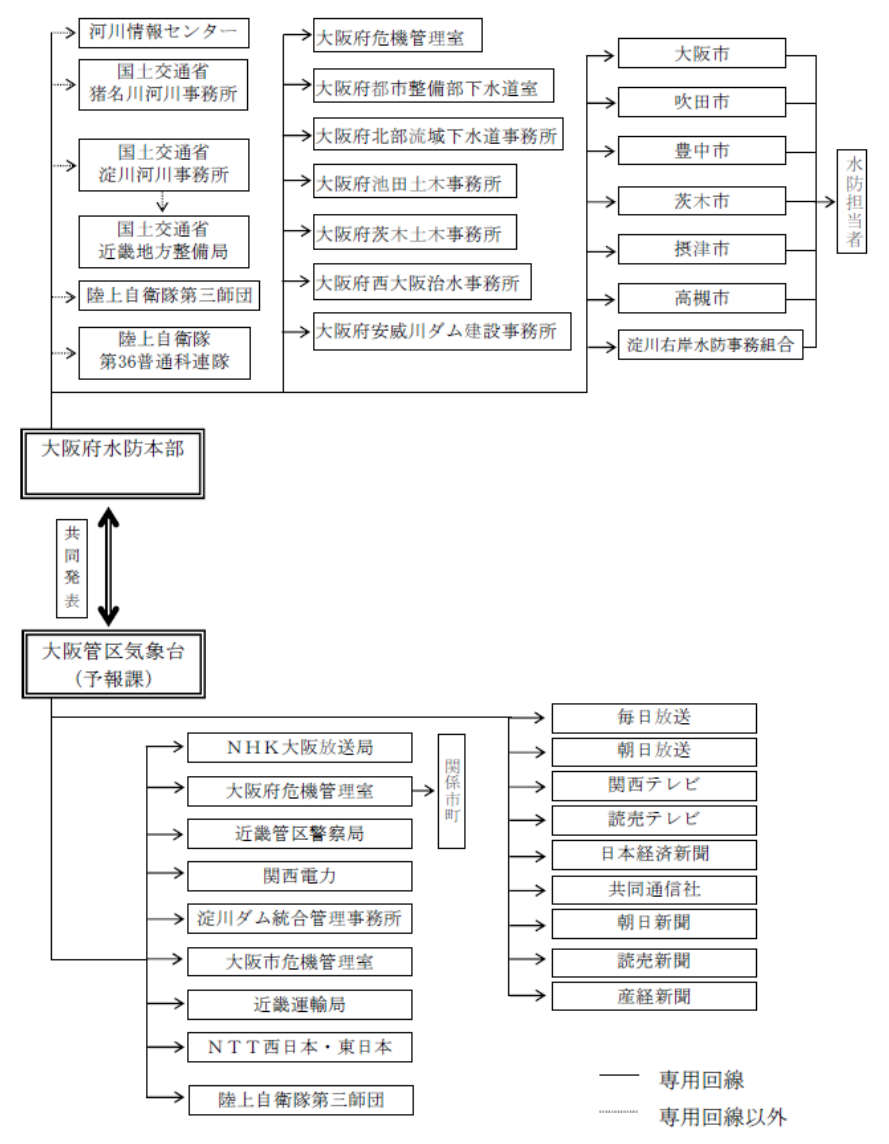
[別図 1-5] 寝屋川流域洪水予報連絡系統図

[別図 1-5] 寝屋川流域洪水予報連絡系統図



[別図 1-6] 神崎川・安威川洪水予報連絡系統図

[別図 1-6] 神崎川・安威川洪水予報連絡系統図

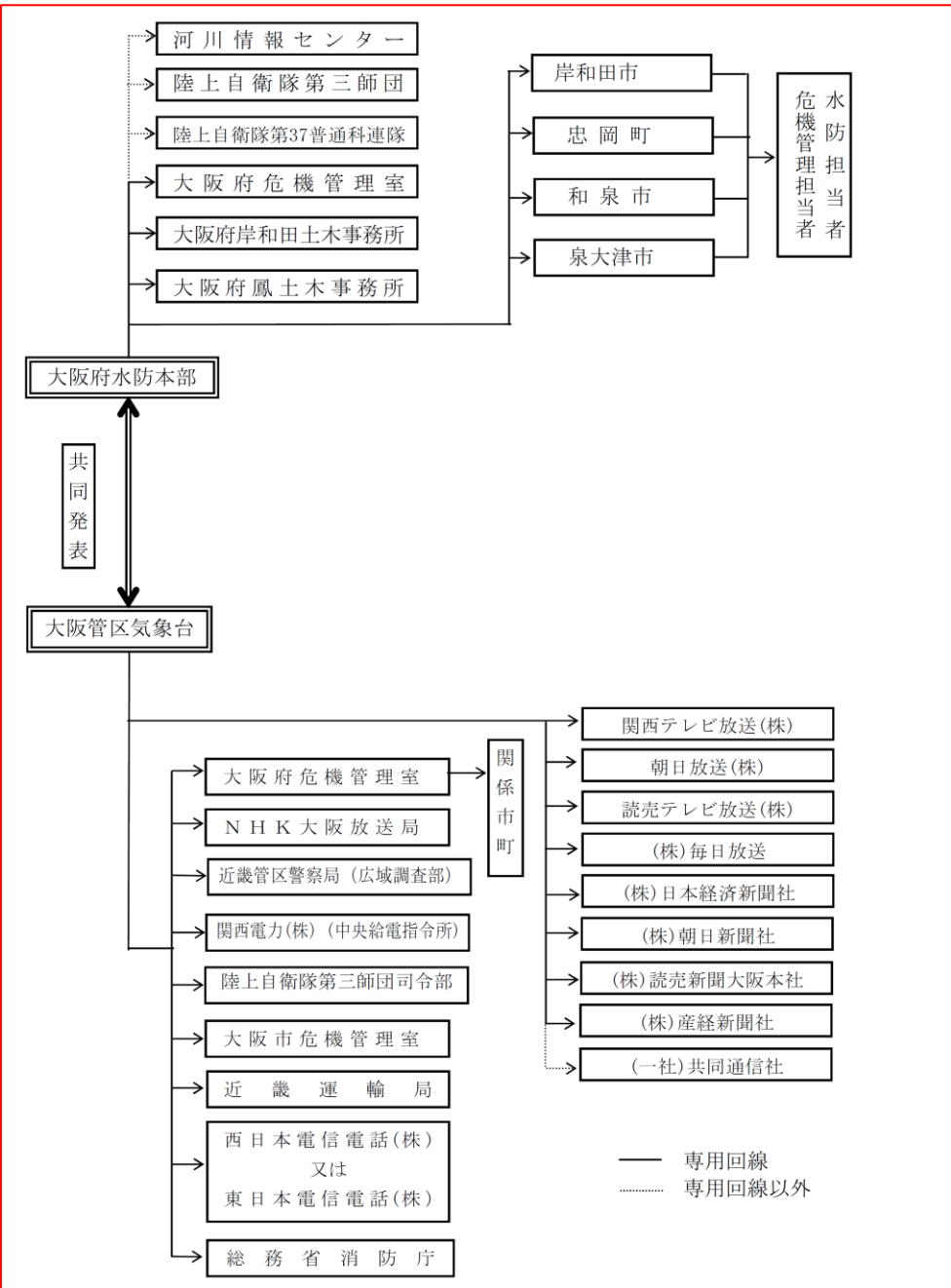
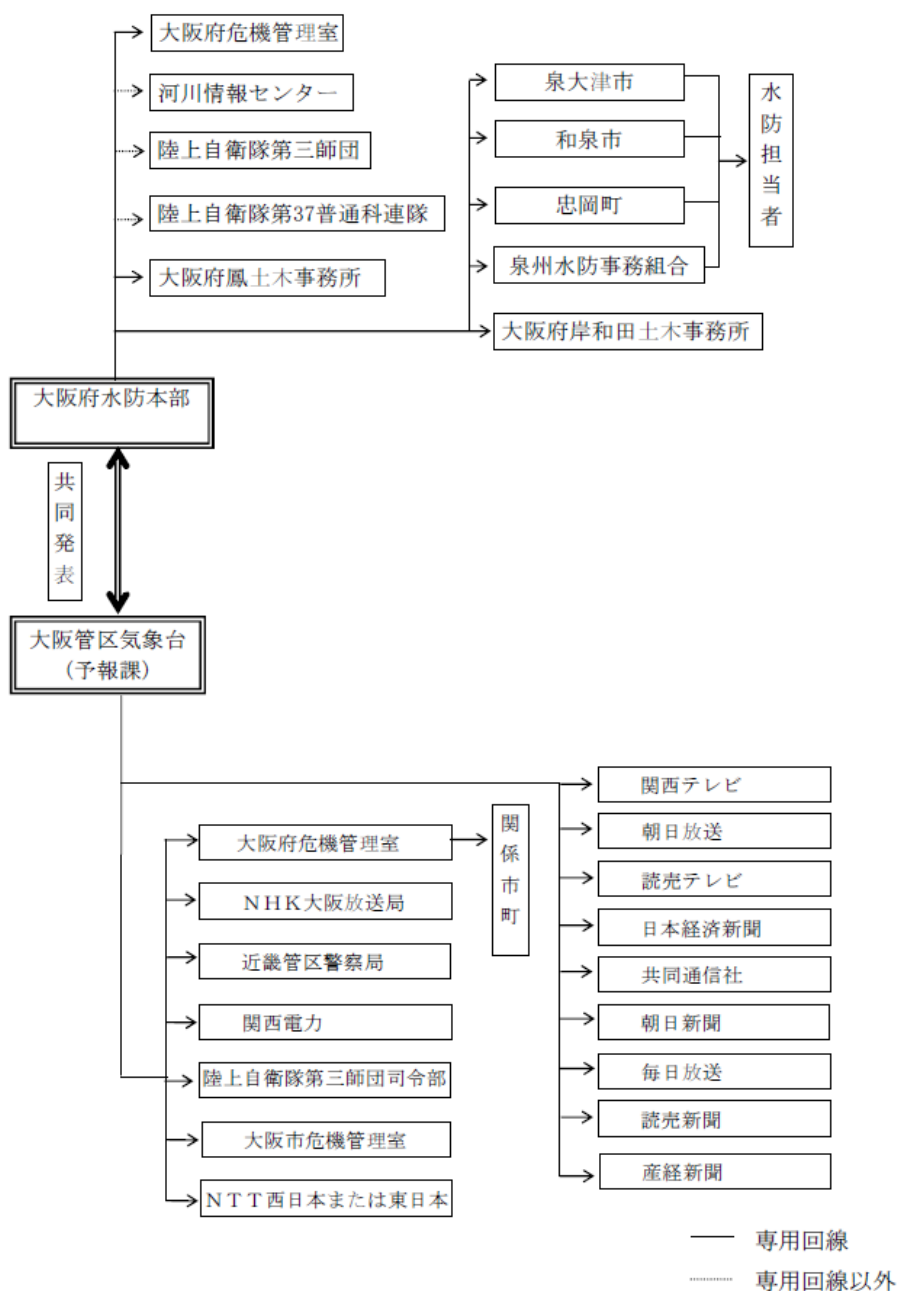


府地域防災計画(平成26年3月)

今回変更

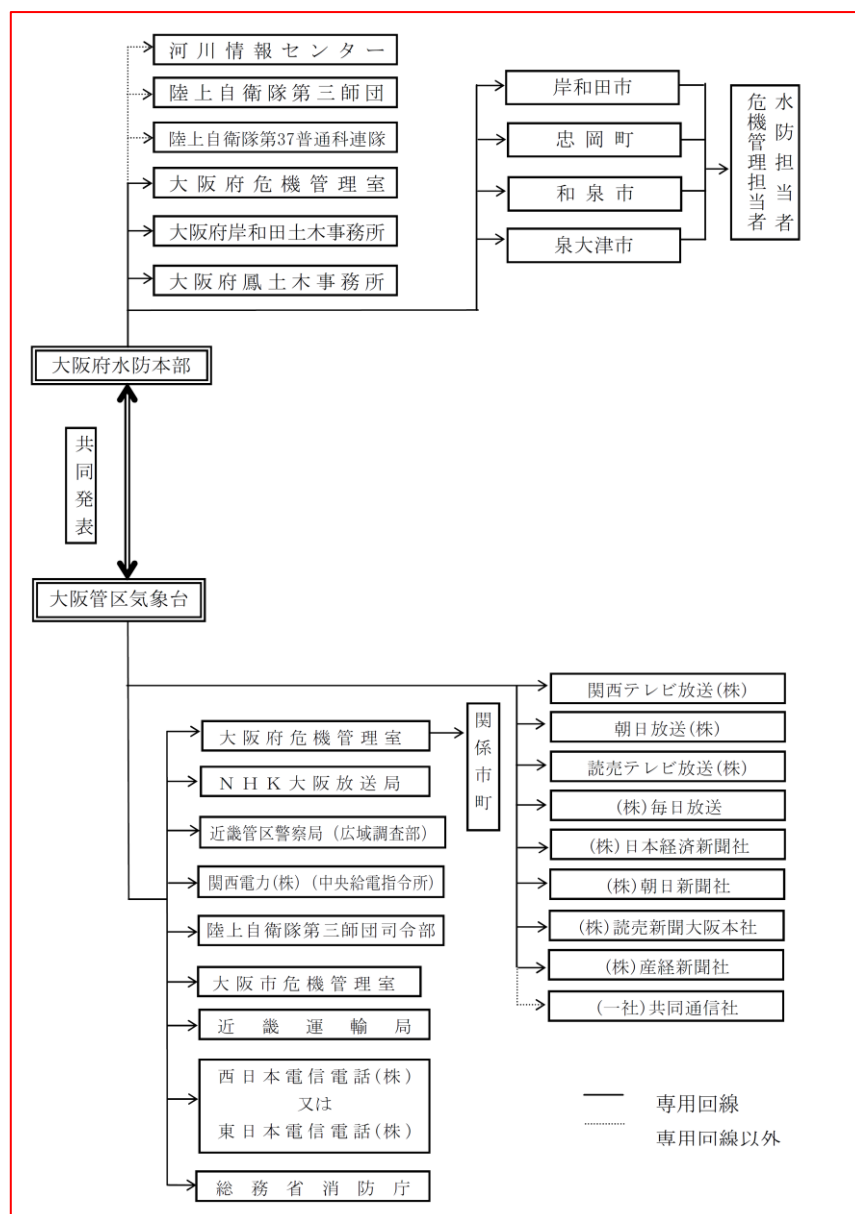
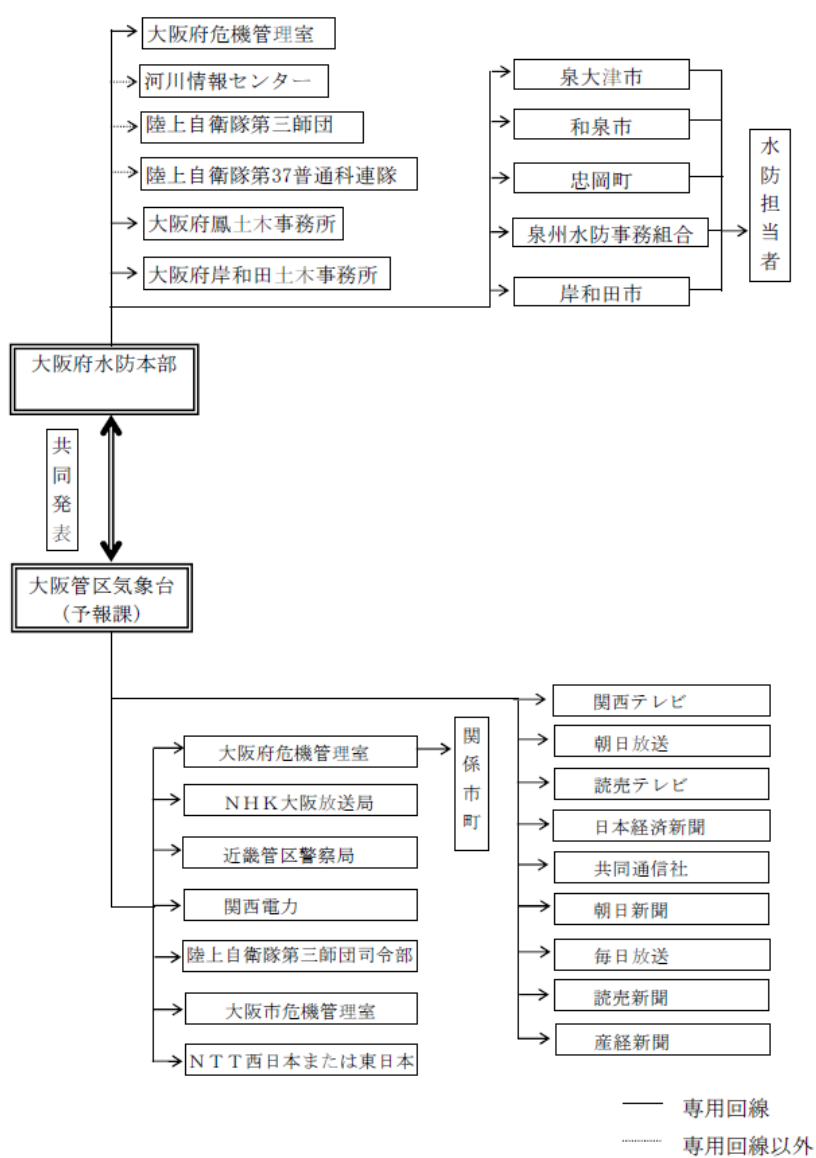
[別図1-7] 大津川・横尾川洪水予報連絡系統図

[別図1-7] 大津川・横尾川洪水予報連絡系統図



[別図1-8] 牛滝川洪水予報連絡系統図

[別図1-8] 牛滝川洪水予報連絡系統図

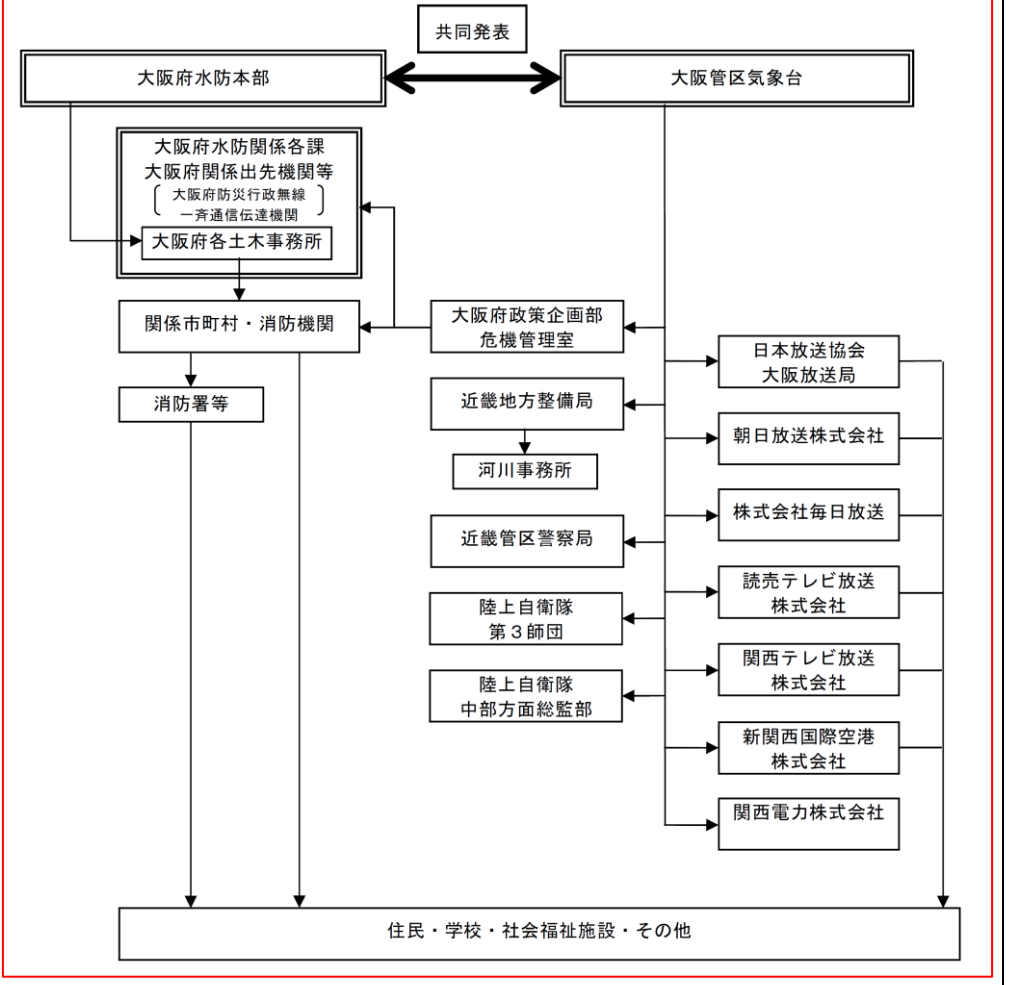
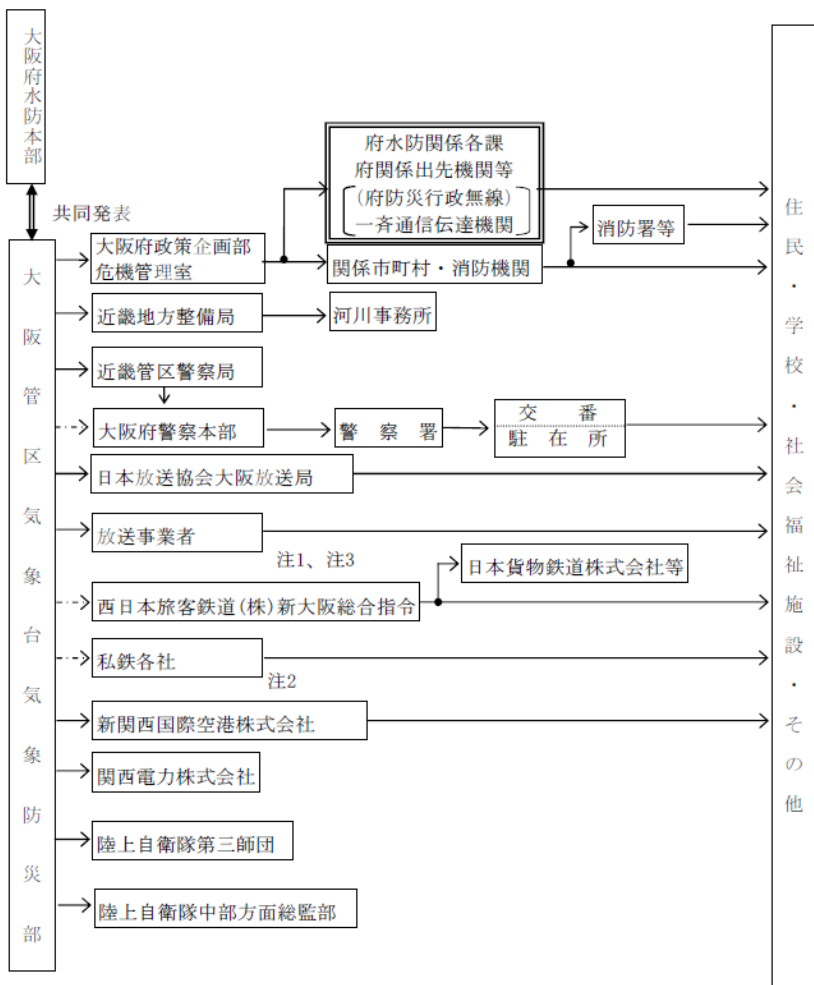


府地域防災計画(平成26年3月)

今回変更

[別図1-9] 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路

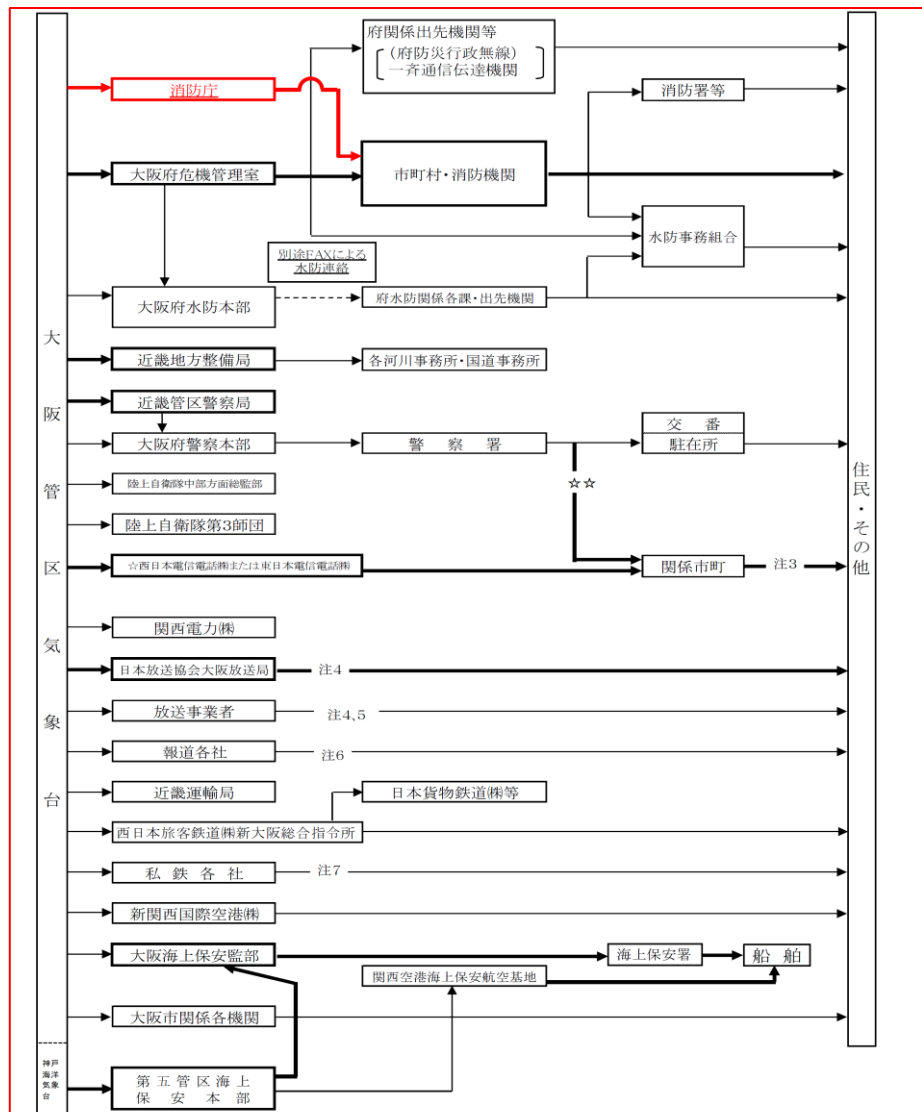
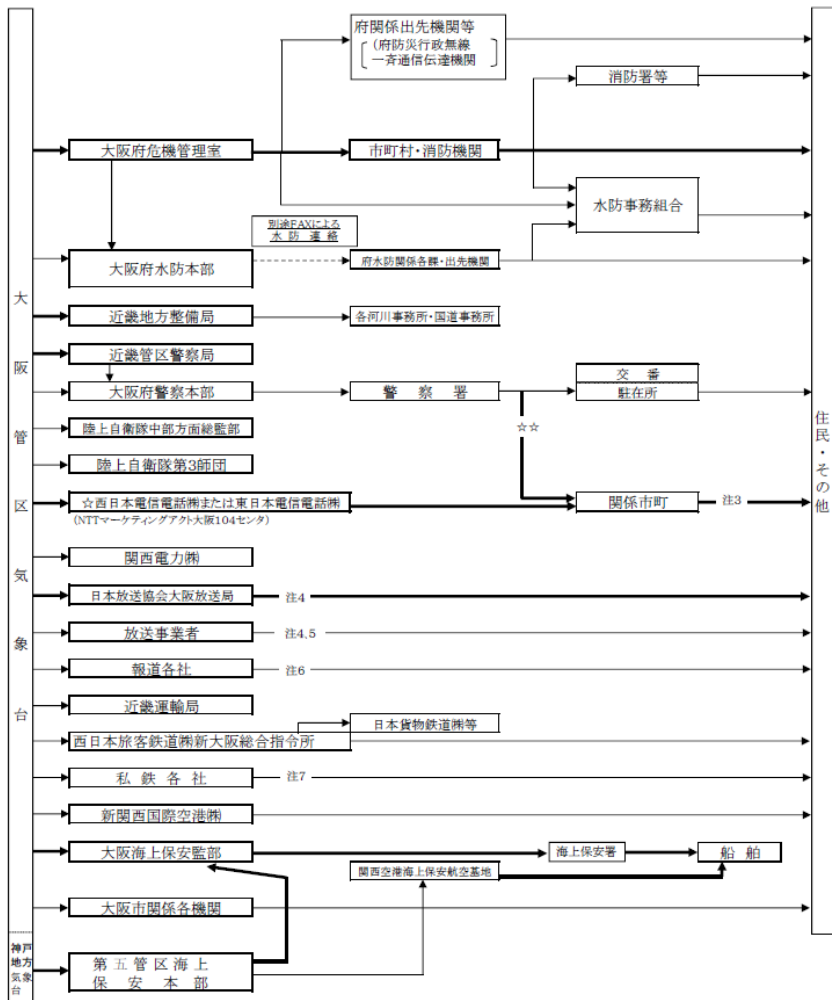
[別図1-9] 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路



- (注) 1 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
- 2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)の7社である。
- 3 大阪管区気象台からの伝達経路で-----→及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

[別図1-10] 津波予警報等の関係機関への伝達経路

[別図1-10] 津波予警報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
- 2 ☆印は、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ、☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。
- 3 関係市町村とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の12市町である。
- 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
- 5 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
- 6 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
- 7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、大阪港トランスポートシステムの10社である。

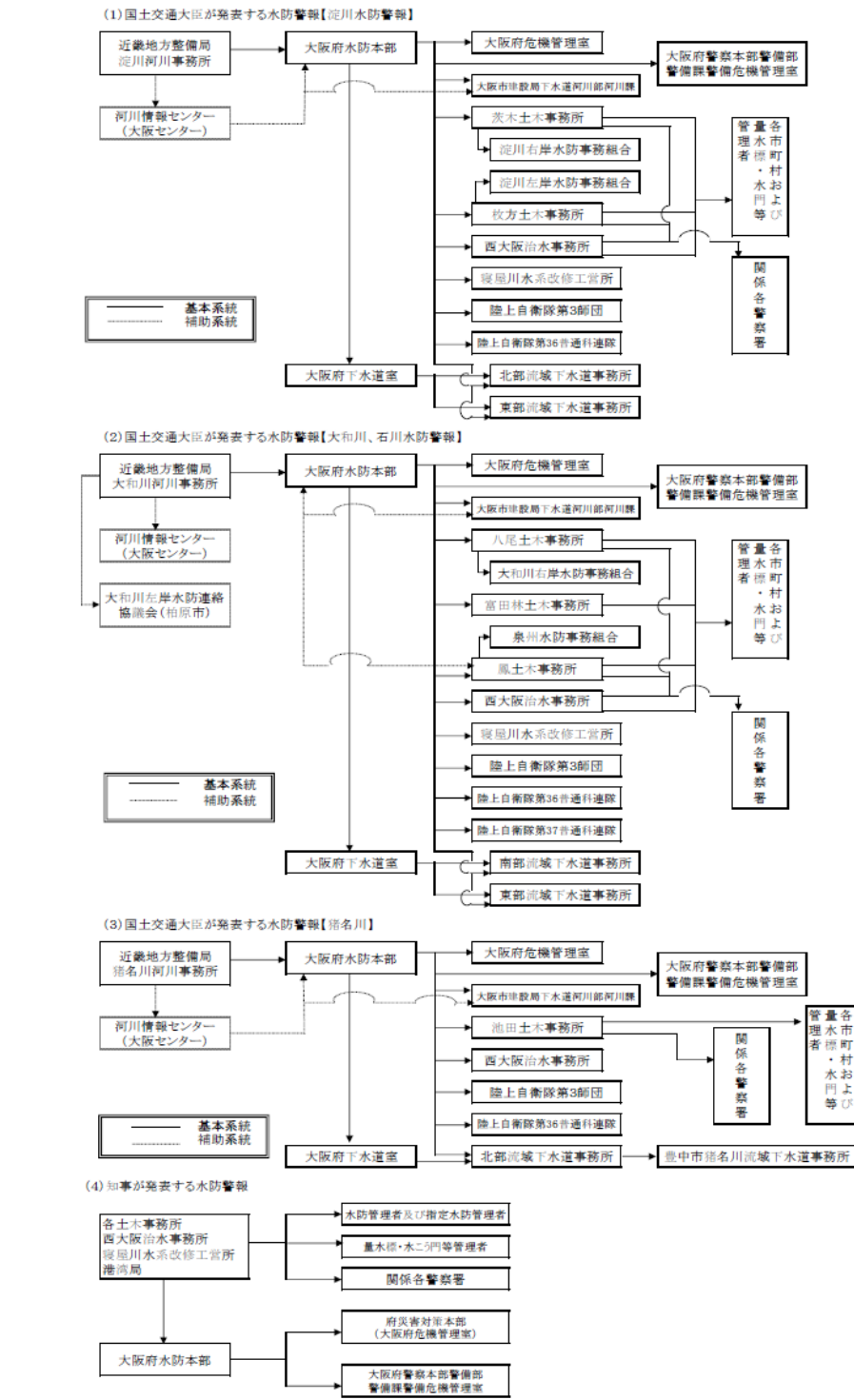
- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
- 2 ☆印は、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ、☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。
- 3 関係市町村とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の12市町である。
- 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
- 5 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社毎日放送、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
- 6 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
- 7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|---|
| <p>第2節 警戒活動</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。</p> <p>第1 気象観測情報の収集伝達</p> <p>府、市町村及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。</p> <p>1 雨量</p> <p>(1) 大阪府水防本部現地指導班長(土木事務所長等)は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、水防本部長(知事)へ報告する。</p> <p>(2) 水防本部長は必要に応じて、大阪管区气象台、淀川河川事務所及び大和川河川事務所へ連絡する。</p> <p>2 河川・ため池水位～5 情報交換の徹底</p> <p>(略)</p> <p>第2 水防警報及び洪水予報等</p> <p>国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。(水防法第16条第1項)</p> <p>1 近畿地方整備局が発表する水防警報～5 洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>6 避難判断水位(特別警戒水位)の設定及び到達情報の発表</p> <p>府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川(水位情報周知河川)〕において、<u>避難判断水位(特別警戒水位)、はん濫注意水位(警戒水位)</u>を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。([別図1-12]の連絡系統図による)</p> <p>また、避難判断水位(特別警戒水位)に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>第3 水防活動</p> <p>府、市町村及び近畿地方整備局は、府域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。</p> <p>1 大阪府水防本部～3 防潮扉等の管理者、操作担当者等</p> <p>(略)</p> | <p>第2節 警戒活動</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。</p> <p>第1 気象観測情報の収集伝達</p> <p>府、市町村及び近畿地方整備局は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。</p> <p>1 雨量</p> <p>(1) 大阪府水防本部現地指導班長(土木事務所長等)は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、水防本部長(知事)へ報告する。</p> <p>(2) 水防本部長は必要に応じて、大阪管区气象台、淀川河川事務所、<u>大和川河川事務所及び猪名川河川事務所</u>へ連絡する。</p> <p>2 河川・ため池水位～5 情報交換の徹底</p> <p>(略)</p> <p>第2 水防警報及び洪水予報等</p> <p>国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川、海岸等に、洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。(水防法第16条第1項)</p> <p>1 近畿地方整備局が発表する水防警報～5 洪水予報</p> <p>(略)</p> <p>6 特別警戒水位の設定及び到達情報の発表</p> <p>府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川(水位情報周知河川)〕において、<u>洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、警戒水位(氾濫注意水位)</u>を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する<u>とともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。([別図1-12]の連絡系統図による)</u></p> <p>第3 水防活動</p> <p>府、市町村及び近畿地方整備局は、府域において洪水、<u>雨水出水</u>、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。</p> <p>1 大阪府水防本部～3 防潮扉等の管理者、操作担当者等</p> <p>(略)</p> |

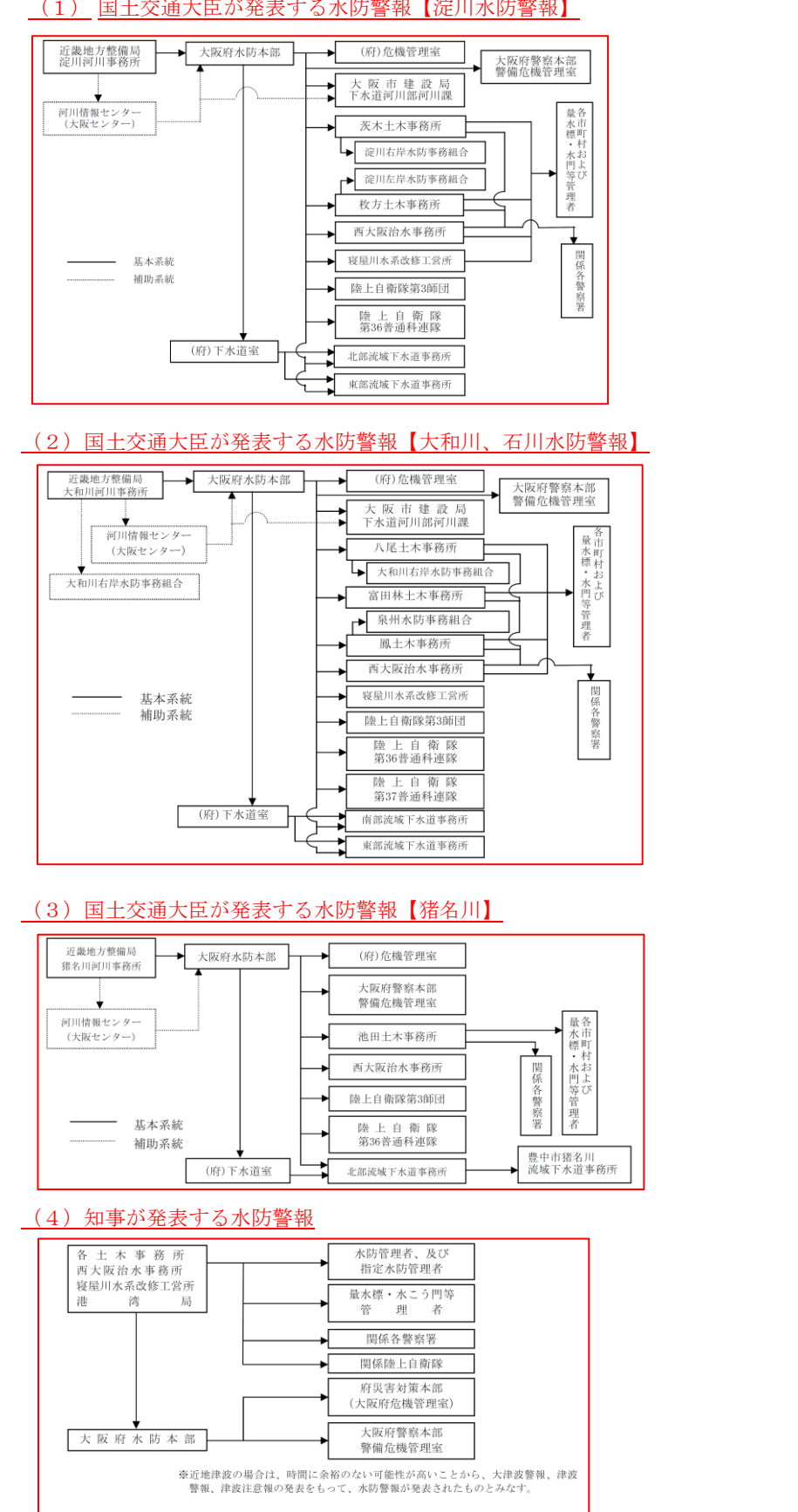
府地域防災計画(平成26年3月)

今回変更

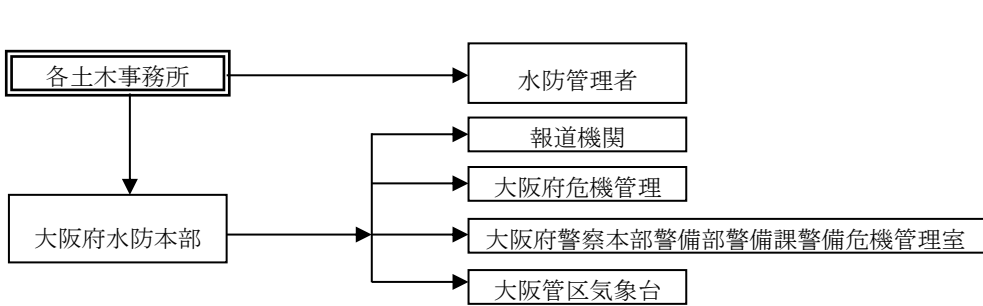
[別図 1-11] 水防警報等の関係機関への伝達経路



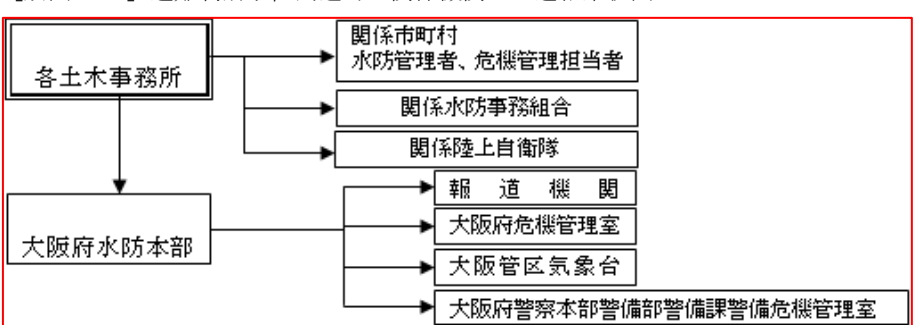
[別図 1-11] 水防警報等の関係機関への伝達経路



[別図 1-12] 避難判断水位到達時の関係機関への連絡系統図



[別図 1-12] 避難判断水位到達時の関係機関への連絡系統図



第4 土砂災害警戒活動, 第5 異常現象発見時の通報

(略)

第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

(略)

2 放送事業者(日本放送協会、民間放送事業者)

第4 土砂災害警戒活動, 第5 異常現象発見時の通報

(略)

第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

(略)

2 放送事業者(日本放送協会、民間放送事業者)

(略)

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|--|
| <p>3 交通施設管理者 気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。</p> <p>(1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、<u>大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)</u>、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、能勢電鉄株式会社) ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。 イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。</p> <p>(2) 道路施設(府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社) ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。 イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。</p> <p>(3) 港湾、漁港施設(府、市) ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。 イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。</p> <p>(4) 空港施設(大阪航空局、新関西国際空港株式会社) ア 定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。 イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。</p> <p>第7 在港船舶避難活動、第8 流木防止活動 (略)</p> <p>第3節 津波警戒活動</p> <p>第1 避難対策等</p> <p>1 大阪府 (略)</p> <p>2 沿岸市町 沿岸市町は、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、<u>避難勧告・指示</u>、避難誘導等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) <u>避難の勧告・指示、誘導</u> 沿岸市町は、次のいずれかの場合、住民や釣り人、海水浴客などの観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な<u>避難の勧告・指示</u>を行うとともに、高台などの安全な場所に誘導する。 ア <u>大津波警報</u>や<u>津波警報</u>を覚知したとき</p> <p>イ 強い揺れ(震度4程度以上)もしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。</p> <p>(2) 周知の方法 沿岸市町は、<u>避難の勧告・指示</u>及び避難誘導を行う場合は、市町村防災行政無線(同報系)や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。 周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>(3) 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置 ～(5) 施設の緊急点検・巡視 (略)</p> <p>第2 水防活動、第3 ライフライン・放送事業者の活動 (略)</p> <p>第4 交通対策</p> <p>1 道路 (略)</p> <p>2 海上及び航空</p> <p>(1) 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。</p> <p>(2) 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。</p> <p>(3) 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたとき認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>(4) 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</p> <p>(5) 国土交通省、港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努める。</p> <p>(6) 第五管区海上保安本部、府、沿岸市町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。</p> <p>(7) 新関西国際空港株式会社は、津波襲来による危険が予測される場合においては、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。</p> | <p>3 交通施設管理者 気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。</p> <p>(1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、<u>泉北高速鉄道株式会社</u>、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、能勢電鉄株式会社) ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。 イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。</p> <p>(2) 道路施設(府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社) ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。 イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等、適切な措置を講ずる。</p> <p>(3) 港湾、漁港施設(府、市) ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。 イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。</p> <p>(4) 空港施設(大阪航空局、新関西国際空港株式会社) ア 定められた基準により、航空機離着陸の制限若しくは空港閉鎖を行う。 イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。</p> <p>第7 在港船舶避難活動、第8 流木防止活動 (略)</p> <p>第3節 津波警戒活動</p> <p>第1 避難対策等</p> <p>1 大阪府 (略)</p> <p>2 沿岸市町 沿岸市町は、<u>津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示(緊急)を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、<u>避難指示(緊急)</u>、避難誘導等の必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(1) <u>避難指示(緊急)</u> 沿岸市町は、次のいずれかの場合、住民や釣り人、海水浴客等の観光客、ドライバー、船舶等に対して、速やかに的確な<u>避難指示(緊急)</u>を行うとともに、高台等の安全な場所に誘導する。 ア <u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>又は<u>津波注意報</u>を覚知したとき <u>(ただし、津波注意報については、漁業従事者や港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする)</u></p> <p>イ 強い揺れ(震度4程度以上)もしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合。</p> <p>(2) 周知の方法 沿岸市町は、<u>避難指示</u>及び避難誘導を行う場合は、市町村防災行政無線(同報系)や、広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携等、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。 周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p>(3) 水防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置 ～(5) 施設の緊急点検・巡視 (略)</p> <p>第2 水防活動、第3 ライフライン・放送事業者の活動 (略)</p> <p>第4 交通対策</p> <p>1 道路 (略)</p> <p>2 海上及び航空</p> <p>(1) 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。</p> <p>(2) 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。</p> <p>(3) 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたとき認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</p> <p>(4) 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</p> <p>(5) 国土交通省、港湾・漁港管理者は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去による<u>航路啓開</u>に努める。</p> <p>(6) 第五管区海上保安本部、府、沿岸市町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。</p> <p>(7) 新関西国際空港株式会社は、津波襲来による危険が予測される場合においては、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|---|
| <p>3 鉄道事業者(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、阪堺電気軌道株式会社、阪急電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム)</p> <p>(略)</p> | <p>3 鉄道事業者(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、大阪市交通局、阪堺電気軌道株式会社、阪急電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム)</p> <p>(略)</p> |
| <p>4 乗客等の避難誘導等</p> <p>(略)</p> | <p>4 乗客等の避難誘導等</p> <p>(略)</p> |
| <p>第5 在港船舶に対する周知活動, 第6 流木防止活動</p> <p>(略)</p> | <p>第5 在港船舶に対する周知活動, 第6 流木防止活動</p> <p>(略)</p> |
| <p>第4節 発災直後の情報収集伝達</p> | <p>第4節 発災直後の情報収集伝達</p> |
| <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p> | <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報(震度、震源、マグニチュード、余震の状況等)、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。</p> |
| <p>第1 情報収集伝達経路</p> <p>(略)</p> | <p>第1 情報収集伝達経路</p> <p>(略)</p> |
| <p>第2 府における情報収集伝達</p> | <p>第2 府における情報収集伝達</p> |
| <p>災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。</p> | <p>災害発生後、直ちに、府防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、関係機関に迅速に伝達する。</p> |
| <p>国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。</p> | <p>国、他都道府県との通信は、消防防災無線や中央防災無線、衛星回線等を利用し、府内市町村、防災関係機関とは府防災行政無線等を利用して行う。</p> |
| <p>1 被害状況の早期把握</p> <p>(略)</p> | <p>1 被害状況の早期把握</p> <p>(略)</p> |
| <p>[別図2-1] 情報収集伝達経路</p> | <p>[別図2-1] 情報収集伝達経路</p> |
| | |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|---|
| <p>2 災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。</p> <p>(1) 災害の発生場所、区域等 (2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況 (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ (4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況 (5) 上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況 (6) 消防、水防等の応急措置の状況 (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量 (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否 (9) その他</p> <p>3 国への報告 (略)</p> <p>第3 市町村における情報収集伝達、第4 防災関係機関の情報収集伝達 (略)</p> <p>第5 通信手段の確保</p> <p>1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足する場合は、国から通信機器の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。</p> <p>2 西日本電信電話株式会社(大阪支店)は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。</p> <p>第5節 災害広報</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。</p> <p>第1 災害広報</p> <p>府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、<u>避難所</u>への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p> <p>1 広報の内容</p> <p>(1) 地震発生直後の広報 ア 地震の規模・津波情報(津波の規模、到達予想時刻 等)・余震・気象の状況 イ 出火防止、初期消火の呼びかけ ウ 要配慮者への支援の呼びかけ など (2) 風水害発生直後の広報 ア 気象等の状況 イ 要配慮者への支援の呼びかけ ウ 土砂災害(二次的災害)の危険性 など (3) その後の広報 ア 二次災害の危険性 イ 被災状況とその後の見通し ウ 被災者のために講じている施策 エ ライフラインや交通施設等の復旧状況 オ 医療機関などの生活関連情報 カ 交通規制情報 キ 義援物資等の取扱い など</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(1) 広報紙(誌)の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等 (2) 航空機、広報車による現場広報 (3) 市町村防災行政無線(同報系)による地区広報 (4) <u>避難所</u>への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布 (5) 新聞、ラジオ、テレビによる広報 (6) 携帯メールや緊急速報メール (7) インターネットやSNSの活用 (8) ケーブルテレビ、コミュニティ放送(FM)等への情報提供 (9) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報 (10) 臨時災害FM局の開設</p> <p>3 災害時の広報体制 (略)</p> <p>第2 報道機関との連携</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。</p> | <p>2 災害情報の収集伝達 市町村、府警察をはじめ防災関係機関と密接な連携のもと、次の災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市町村が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、<u>ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用</u>等を通じ、自ら災害に関する情報の収集を行う。<u>また、人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)</u>については、<u>府が一元的に集約、調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。</u></p> <p>(1) 災害の発生場所、区域等 (2) 住民の生命財産の安否の状況及び住民の避難の状況 (3) 医療機関の被害状況、人的被害状況、医療救護班・医薬品等の医療ニーズ (4) 建物、道路、鉄軌道、空港、河川、砂防、港湾、農地、ため池、山林等の被害の状況 (5) 上水道・工業用水道、下水道、ガス、電気、通信等の被害状況 (6) 消防、水防等の応急措置の状況 (7) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量 (8) 衛生環境、疾病発生の状況及びその救護措置の要否 (9) <u>孤立集落におけるライフラインの途絶・復旧状況、備蓄状況、要配慮者の有無</u> (10) その他</p> <p>3 国への報告 (略)</p> <p>第3 市町村における情報収集伝達、第4 防災関係機関の情報収集伝達 (略)</p> <p>第5 通信手段の確保</p> <p>1 府、市町村をはじめ防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。 なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足<u>又は、電源が途絶している場合は、総務省(近畿総合通信局)から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。</u></p> <p>2 西日本電信電話株式会社(大阪支店)は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。</p> <p>第5節 災害広報</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を提供する。</p> <p>第1 災害広報</p> <p>府及び市町村は、平常時の広報手段を活用するほか、<u>指定避難所</u>への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。 また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。</p> <p>1 広報の内容</p> <p>(1) 地震発生直後の広報 ア 地震の規模・津波情報(津波の規模、到達予想時刻 等)・余震・気象の状況 イ 出火防止、初期消火の呼びかけ ウ 要配慮者への支援の呼びかけ <u>エ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起</u> 等 (2) 風水害発生直後の広報 ア 気象等の状況 イ 要配慮者への支援の呼びかけ ウ 土砂災害(二次的災害)の危険性 等 (3) その後の広報 ア 二次災害の危険性 イ 被災状況とその後の見通し ウ 被災者のために講じている施策 エ ライフラインや交通施設等の復旧状況 オ 医療機関等の生活関連情報 カ 交通規制情報 キ 義援物資等の取扱い 等</p> <p>2 広報の方法</p> <p>(1) 広報紙(誌)の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等 (2) 航空機、広報車による現場広報 (3) 市町村防災行政無線(同報系)による地区広報 (4) <u>指定避難所</u>への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布 (5) 新聞、ラジオ、テレビによる広報 (6) 携帯メールや緊急速報メール (7) インターネットやSNSの活用 (8) ケーブルテレビ、コミュニティ放送(FM)等への情報提供 (9) 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報 (10) 臨時災害FM局の開設</p> <p>3 災害時の広報体制 (略)</p> <p>第2 報道機関との連携</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|--|
| <p>1 緊急放送の実施, 2 報道機関への情報提供 (略)</p> <p>3 要配慮者に配慮した広報 (1) 障がい者への情報提供 広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報を行う。 (2) 外国人への情報提供 府は、必要に応じ、株式会社FM802 (FM CO.CO.LO) に対し、外国語による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送など適切な対応を要請する。 (3) 避難行動要支援者への情報提供 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。</p> <p>4 安否情報の提供 日本放送協会(大阪放送局)は、安否情報の提供に努める。</p> <p>第3 広聴活動の実施 (略)</p> | <p>1 緊急放送の実施, 2 報道機関への情報提供 (略)</p> <p>3 要配慮者に配慮した広報 (1) 障がい者等への情報提供 広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障がい特性に配慮した広報を行う。 (2) 外国人への情報提供 府は、必要に応じ、株式会社FM802 (FM CO.CO.LO) に対し、外国語による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送等、適切な対応を要請する。 (3) 避難行動要支援者への情報提供 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。</p> <p>4 安否情報の提供 日本放送協会(大阪放送局)は、安否情報の提供に努める。</p> <p>第3 広聴活動の実施 (略)</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|---|--|
| <p>第1節 消火・救助・救急活動</p> <p>府、市町村（消防本部、消防署、消防団）、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。</p> <p>第1 市町村～第7 惨事ストレス対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 医療救護活動</p> <p>府、市町村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。</p> <p>第1 医療救護活動に関する府の組織体制</p> <p>1 災害医療本部（本部長：健康医療部長） 医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。</p> <p>2 DMAT調整本部 DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、災害医療本部の下に設置する。</p> <p>3 DMAT・SCU本部 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。</p> <p>4 地域災害医療本部（本部長：保健所長） 管内の地域医療救護全体の調整を行うため、府保健所内に設置する。</p> <p>第2 医療情報の収集・提供活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 現地医療対策</p> <p>1 現地医療の確保</p> <p>(1) 医療救護班の編成・派遣 府、市町村及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、府あるいは被災市町村の定める参集場所に派遣する。 なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。 ア 市町村 (略)</p> <p>イ 府 市町村から要請があったとき、又は自ら必要と認めるときは、医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し調整を行う。</p> <p>ウ 災害拠点病院等 (略)</p> <p>(2) 医療救護班の搬送 (略)</p> <p>(3) 救護所の設置・運営 ア 市町村等は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。 イ 医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。 ウ 第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。</p> <p>(4) 医療救護班の受け入れ・調整 (略)</p> <p>2 現地医療活動 (1) 救護所における現地医療活動、(2) 医療救護班の業務 (略)</p> <p>第4 後方医療対策</p> <p>1 後方医療の確保 (略)</p> | <p>第1節 消火・救助・救急活動</p> <p>府、市町村（消防本部、消防署、消防団）、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊は、<u>活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p> <p>第1 市町村～第7 惨事ストレス対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 医療救護活動</p> <p>府、市町村及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。</p> <p>第1 医療救護活動に関する府の組織体制</p> <p>1 災害医療本部（本部長：健康医療部長） 医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。</p> <p>2 DMAT調整本部 DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、災害医療本部の下に設置する。</p> <p>3 DMAT・SCU本部 <u>広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。</u></p> <p>4 地域災害医療本部（本部長：保健所長） 管内の地域医療救護全体の調整を行うため、府保健所内に設置する。</p> <p>第2 医療情報の収集・提供活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 現地医療対策</p> <p>1 現地医療の確保</p> <p>(1) 医療救護班の編成・派遣 府、市町村及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、府あるいは被災市町村の定める参集場所に派遣する。 なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。 ア 市町村 (略)</p> <p>イ 府 市町村から要請があったとき、又は自ら必要と認めるときは、医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するとともに、医療関係機関に協力を要請する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医療救護班の応援派遣の要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し調整を行い、<u>活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点の確保を図る。</u> <u>また、災害派遣精神医療チーム（DPAT）に関しては、調整本部を設置し、必要に応じて、国及びDPAT事務局に対して他府県のDPATの応援派遣の要請を行うとともに、受け入れ窓口を設置し、調整を行う。</u></p> <p>ウ 災害拠点病院等 (略)</p> <p>(2) 医療救護班の搬送 (略)</p> <p>(3) 救護所の設置・運営 ア 市町村等は、応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。 イ <u>市町村等は</u>医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。 ウ 第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。</p> <p>(4) 医療救護班の受け入れ・調整 (略)</p> <p>2 現地医療活動 (1) 救護所における現地医療活動、(2) 医療救護班の業務 (略)</p> <p>(3) 現地医療活動の継続 <u>府は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</u></p> <p>第4 後方医療対策</p> <p>1 後方医療の確保 (略)</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|---|--|
| <p>2 後方医療活動 救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。 (1) 受入病院の選定と搬送, (2) 患者搬送手段の確保 (略)</p> <p>(3) 広域医療搬送 空港等に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。</p> <p>3 災害医療機関の役割 (略)</p> <p>第5 医薬品等の確保・供給活動, 第6 個別疾病対策 (略)</p> | <p>2 後方医療活動 救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。 (1) 受入病院の選定と搬送, (2) 患者搬送手段の確保 (略)</p> <p>(3) 広域医療搬送 空港等に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。</p> <p>3 災害医療機関の役割 (略)</p> <p>第5 医薬品等の確保・供給活動, 第6 個別疾病対策 (略)</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|--------|---|---|--------|---|--|------|--|--|------|---|---|---|--------|----------|---------------|---|---|------|--|--|----------|---|--|
| <p>第1節 避難誘導</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、市町村は、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。</p> <p>第1 避難指示、避難勧告、避難準備情報</p> <p>住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を行う。</p> <p>1 標準的な意味合い</p> <table border="1" data-bbox="130 608 1033 1240"> <thead> <tr> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始 </td> </tr> <tr> <td>一時避難情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣のより安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・避難行動要支援者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所等への避難行動を開始 ・避難行動要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始 </td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始 </td> </tr> </tbody> </table> <p>上表については、府と府内市町村共同で作成した「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成19年11月)に定めたものであり、市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。また、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、ガイドライン及びマニュアルを改訂するとともに、南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、府は沿岸市町と共同して津波版のガイドラインを策定し、沿岸市町は、マニュアルを作成する。</p> <p>2 実施者</p> <p>(1) 避難指示、避難勧告</p> <p>ア 市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する。また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)</p> <p>イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)</p> <p>ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示する。(災害対策基本法第61条)</p> <p>エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)</p> <p>オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。(水防法第29条)</p> <p>カ 市町村長は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。</p> <p>キ 市町村長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示や避難勧告を実施する。</p> | 発令時の状況 | 住民に求める行動 | 避難準備情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始 | 一時避難情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣のより安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・避難行動要支援者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始 | 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所等への避難行動を開始 ・避難行動要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始 | 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始 | <p>第1節 避難誘導</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、市町村は、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。</p> <p>第1 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。<u>住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。</u></p> <p>1 標準的な意味合い</p> <table border="1" data-bbox="1094 608 1988 1400"> <thead> <tr> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。 </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 </td> </tr> <tr> <td>避難指示(緊急)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・津波災害から、立ち退き避難する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみ発令。</p> <p>上表については、内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成29年1月)を踏まえ、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定しているが、避難勧告や避難指示(緊急)が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とし、府、市町村はこのことを住民へ平時から周知しておく。</p> <p>市町村は、市町村域の河川特性等を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。加えて、沿岸市町は、大型台風による高潮や南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。また、府は、市町村が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するにあたり、技術的専門的な助言を行う等、作成支援を行う。</p> <p>2 実施者</p> <p>(1) 避難指示(緊急)、避難勧告</p> <p>ア 市町村長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを勧告・指示する。また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。</p> <p>これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う。(災害対策基本法第60条)</p> <p>イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)</p> <p>ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示する。(災害対策基本法第61条)</p> <p>エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法第94条)</p> <p>オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。(水防法第29条)</p> <p>カ 市町村長は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。</p> <p>キ 市町村長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示(緊急)や避難勧告を実施する。</p> | 発令時の状況 | 住民に求める行動 | 避難準備・高齢者等避難開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。 | 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 | 避難指示(緊急) | <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・津波災害から、立ち退き避難する。 |
| 発令時の状況 | 住民に求める行動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難準備情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時避難情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣のより安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・避難行動要支援者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所等への避難行動を開始 ・避難行動要支援者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は支援行動を開始 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発令時の状況 | 住民に求める行動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難準備・高齢者等避難開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所等への立ち退き避難が必要となる程度の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難指示(緊急) | <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・津波災害から、立ち退き避難する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|---|---|
| <p>(2) <u>避難準備情報の発令・伝達</u> 市町村長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>」等に基づき、<u>避難準備情報</u>を発令・伝達する。</p> | <p>(2) <u>「避難準備・高齢者等避難開始」</u>の発令・伝達 市町村長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>」等に基づき、<u>「避難準備・高齢者等避難開始」</u>を発令・伝達する。</p> |
| <p>第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示 (略)</p> | <p>第2 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示 (略)</p> |
| <p>第3 住民への周知 市町村長等は、<u>避難指示</u>等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系)、広報車、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。</p> | <p>第3 住民への周知 市町村長等は、<u>避難指示(緊急)</u>等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系)、広報車、<u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。</p> |
| <p>第4 避難者の誘導等～第6 警戒区域の設定 (略)</p> | <p>第4 避難者の誘導等～第6 警戒区域の設定 (略)</p> |
| <p>第2節 避難所の開設・運営等 市町村は、災害が発生したとき、<u>避難所</u>を供与し、居住の確保、<u>食糧</u>、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、<u>避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる<u>避難所</u>を指定し、開設する。 府は、市町村を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。</p> <p>第1 避難所の開設 1 市町村 避難が必要と判断した場合は、安全な<u>避難所</u>を指定し、周知するとともに、速やかに<u>避難所</u>を管理するための責任者を派遣し、<u>避難所</u>を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とする事ができる。 また、<u>避難所</u>の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。 避難所の開設にあたっては、市町村は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、<u>民間賃貸住宅</u>、<u>旅館・ホテル</u>等を<u>避難所</u>として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。 <u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に<u>避難場所</u>を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>2 府 (略)</p> | <p>第2節 指定避難所の開設・運営等 市町村は、災害が発生したとき、<u>指定避難所</u>を供与し、居住の確保、<u>食料</u>、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、<u>指定避難所</u>に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 また、災害による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる<u>指定避難所</u>を指定し、開設する。 府は、市町村を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。</p> <p>第1 指定避難所の開設 1 市町村 避難が必要と判断した場合は、安全な<u>指定避難所</u>を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、<u>指定避難所</u>を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とする事ができる。 また、<u>指定避難所</u>の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。 避難所の開設にあたっては、市町村は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、<u>旅館・ホテル</u>等を<u>指定避難所</u>として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。 <u>指定避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に<u>指定避難場所</u>を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>2 府 (略)</p> |
| <p>第2 避難所の管理、運営 市町村は、施設管理者等の協力を得て、<u>避難所</u>を管理、運営する。 府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市町村と協力して、応急仮設住宅の<u>建設</u>など避難者の住宅の確保に努める。</p> <p>1 避難受入れの対象者 (1) 災害によって現に被害を受けた者 ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること イ 現に災害を受けた者であること (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者 ア <u>避難勧告・指示</u>が発せられた場合 イ <u>避難勧告・指示</u>は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合 (3) その他避難が必要と認められる場合</p> <p>2 避難所の管理、運営の留意点 市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、<u>避難所</u>の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、<u>避難所</u>の円滑な管理、運営に努める。 (1) <u>避難所</u>ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び<u>避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者</u>等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。 (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示 (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示 (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める (5) 避難行動要支援者への配慮 (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。 (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。 (8) 相談窓口の設置(女性相談員の配置に配慮する。) (9) <u>動物飼養者の周辺への配慮の徹底</u></p> <p>また、市町村は、<u>避難所</u>の運営における女性の参画を推進するため、<u>避難所</u>運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による<u>避難所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所</u>の運営に努める。</p> <p>第3 避難所の早期解消のための取組み等</p> | <p>第2 指定避難所の管理、運営 市町村は、施設管理者等の協力を得て、<u>指定避難所</u>を管理、運営する。 府は、施設の本来の機能の早期回復のため、市町村と協力して、応急仮設住宅の<u>提供</u>等避難者の住宅の確保に努める。</p> <p>1 避難受入れの対象者 (1) 災害によって現に被害を受けた者 ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること イ 現に災害を受けた者であること (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者 ア <u>避難勧告・指示(緊急)</u>が発せられた場合 イ <u>避難勧告・指示(緊急)</u>は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合 (3) その他避難が必要と認められる場合</p> <p>2 指定避難所の管理、運営の留意点 市町村は、避難者による自主的な運営を促すとともに、<u>指定避難所</u>の管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、<u>指定避難所</u>の円滑な管理、運営に努める。 (1) <u>指定避難所</u>ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び<u>自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者</u>等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。 (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示 (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示 (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める (5) 避難行動要支援者への配慮 (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や<u>指定避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。 (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。 (8) 相談窓口の設置(女性相談員の配置に配慮する。) (9) <u>高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める</u> (10) <u>動物飼養者の周辺への配慮の徹底</u></p> <p>また、市町村は、<u>指定避難所</u>の運営における女性の参画を推進するため、<u>指定避難所</u>運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による<u>指定避難所</u>における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>指定避難所</u>の運営に努める。</p> <p>第3 指定避難所の早期解消のための取組み等</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|---|---|
| <p>市町村は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、<u>避難所</u>の早期解消に努める。</p> <p>また、市町村は、被災建築物応急危険度判定及び被災地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。なお、府、市町村、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。</p> | <p>市町村は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、<u>指定避難所</u>の早期解消に努める。</p> <p>また、市町村は、被災建築物応急危険度判定及び被災地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。なお、府、市町村、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、<u>指定避難所</u>に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。</p> |
| <p>第3節 避難行動要支援者への支援</p> | <p>第3節 避難行動要支援者への支援</p> |
| <p>府及び市町村は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> | <p>府及び市町村は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。</p> |
| <p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> | <p>第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等</p> |
| <p>1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握</p> | <p>1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握</p> |
| <p>(1) 安否確認・避難誘導</p> <p>市町村は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、<u>単独での避難行動に支障がある</u>と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>また、府及び市町村は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>(2) 被災状況の把握</p> <p>(略)</p> | <p>(1) 安否確認・避難誘導</p> <p>市町村は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、避難行動に<u>支援が必要</u>と認められる者の避難誘導の実施に努める。</p> <p>また、府及び市町村は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>(2) 被災状況の把握</p> <p>(略)</p> |
| <p>2 福祉ニーズの把握</p> | <p>2 福祉ニーズの把握</p> |
| <p>市町村は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、<u>避難所</u>及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、<u>避難所</u>に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。</p> | <p>市町村は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、<u>指定避難所</u>及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、<u>指定避難所</u>に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。</p> |
| <p>第2 被災した避難行動要支援者への支援活動</p> | <p>第2 被災した避難行動要支援者への支援活動</p> |
| <p>避難誘導、<u>避難所</u>での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に<u>避難所</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。</p> | <p>避難誘導、<u>指定避難所</u>での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に<u>指定避難所</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。</p> |
| <p>1 在宅福祉サービスの継続的提供</p> | <p>1 在宅福祉サービスの継続的提供</p> |
| <p>市町村は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、<u>避難所</u>及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p> <p>その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。</p> <p>また、府及び市町村は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。</p> | <p>市町村は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、<u>指定避難所</u>及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p> <p>その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。</p> <p>また、府及び市町村は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。</p> |
| <p>2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等</p> | <p>2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等</p> |
| <p>府及び市町村は、被災により、居宅、<u>避難所</u>等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。</p> <p>社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。</p> | <p>府及び市町村は、被災により、居宅、<u>指定避難所</u>等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。</p> <p>社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。</p> |
| <p>3 広域支援体制の確立</p> | <p>3 広域支援体制の確立</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>第4節 広域一時滞在</p> | <p>第4節 広域一時滞在</p> |
| <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>府は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待つとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。</p> <p>市町村は、<u>避難所</u>を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> | <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び<u>避難所</u>、応急仮設住宅等の<u>提供</u>が必要であると判断した場合において、<u>府内</u>の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>府は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要求を待つとまがない<u>と認められる</u>ときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。</p> <p>また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。</p> <p>市町村は、<u>指定避難所</u>を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|---|--|
| <p>第1節 交通規制・緊急輸送活動</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。</p> <p>府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。</p> <p>第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施</p> <p>(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定</p> <p>府、市町村、府警察及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。</p> <p>特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。</p> <p>(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割</p> <p>府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市町村、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。</p> <p>府、市町村、府警察及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。</p> <p>ア 府、市町村、道路管理者</p> <p>(ア) 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。</p> <p>(イ) 通行規制</p> <p>道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。</p> <p>(ウ) 道路啓開</p> <p>道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。</p> <p>イ 府警察</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令 ～(5) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急交通路の周知</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急通行車両等の確認</p> <p>府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。</p> <p>4 輸送手段の確保～7 緊急交通路の補完的機能の確保</p> <p>(略)</p> <p>第2 水上輸送</p> <p>(略)</p> <p>第3 航空輸送</p> <p>状況に応じ、陸上輸送を補完する活動として、航空輸送を行う。</p> <p>1 輸送基地の確保、2 輸送手段の確保</p> <p>(略)</p> | <p>第1節 交通規制・緊急輸送活動</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。</p> <p>府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。</p> <p>第1 陸上輸送</p> <p>1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施</p> <p>(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定</p> <p>府、市町村、府警察、<u>道路管理者及び港湾管理者</u>は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。</p> <p>特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。</p> <p>(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割</p> <p>府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市町村、道路管理者 <u>及び港湾管理者</u>と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。</p> <p>府、市町村、府警察、<u>道路管理者及び港湾管理者</u>は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。</p> <p>ア 府、市町村、道路管理者、<u>港湾管理者</u></p> <p>(ア) 点検</p> <p>使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。</p> <p>(イ) 通行規制</p> <p>道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。</p> <p>(ウ) 道路啓開</p> <p>道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。<u>なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p>イ 府警察</p> <p>(略)</p> <p>(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令 ～(5) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急交通路の周知</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急通行車両等の確認</p> <p>府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。</p> <p><u>なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者及び港湾管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。</u></p> <p>4 輸送手段の確保～7 緊急交通路の補完的機能の確保</p> <p>(略)</p> |
| <p>第2節 交通の維持復旧</p> <p>鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。</p> | <p>第2節 交通の維持復旧</p> <p>鉄軌道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。</p> <p>3 航空運用調整</p> <p>(1) <u>府は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</u></p> <p>(2) <u>航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、第五管区海上保安本部、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行う。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行う。</u></p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|---|---|
| <p>第1 交通の安全確保</p> <p>1 被害状況の報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 各施設管理者における対応</p> <p>(1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、能勢電鉄株式会社)</p> <p>ア 地震の場合は、予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。</p> <p>イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>(2) 道路施設(府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社)～(4) 空港施設(大阪航空局、新関西国際空港株式会社)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2 交通の機能確保</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p>第1 交通の安全確保</p> <p>1 被害状況の報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 各施設管理者における対応</p> <p>(1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、水間鉄道株式会社、大阪市交通局、能勢電鉄株式会社)</p> <p>ア 地震の場合は、予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。</p> <p>イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。</p> <p>ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。</p> <p>(2) 道路施設(府、市町村、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社)～(4) 空港施設(大阪航空局、新関西国際空港株式会社)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2 交通の機能確保</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|---|
| <p>第1節 公共施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 民間建築物等応急対策</p> <p>関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p> <p>第1 民間建築物等～第4 文化財</p> <p>(略)</p> <p>第3節 ライフライン・放送の確保</p> <p>ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。 災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。</p> <p>第1 被害状況の報告</p> <p>1 ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。 2 各水道事業者、大阪広域水道企業団、<u>関西電力株式会社</u>、<u>大阪ガス株式会社</u>及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。</p> <p>第2 ライフライン事業者における対応</p> <p>1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）</p> <p>(略)</p> <p>2 下水道（府、市町村）</p> <p>(1) 応急措置 ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。 イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。</p> <p>ウ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。</p> <p>(2) 応急対策、(3) 広報</p> <p>(略)</p> <p>3 電力（<u>関西電力株式会社</u>）、4 ガス（<u>大阪ガス株式会社</u>）</p> <p>(略)</p> <p>5 電気通信（<u>西日本電信電話株式会社</u>（大阪支店）、<u>KDDI株式会社</u>（関西総支社））</p> <p>(1) 通信の非常疎通措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地域特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には、避難場所・<u>避難所</u>に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 (3) 設備の応急対策、(4) 広報</p> <p>(略)</p> <p>第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）</p> <p>(1) 放送体制の確保に努める。 (2) 非常放送を実施する。 (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。 (4) 施設の応急復旧を進める。 (5) 日本放送協会は、<u>避難所</u>等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。</p> <p>第4節 農林水産関係応急対策</p> <p>府、市町村及び防災関係機関は、農林水産業に関する応急対策を講ずる。</p> <p>第1 農業用施設～第3 農作物</p> <p>(略)</p> <p>第4 畜産</p> <p>府は、家畜伝染病の予防等家畜被害の未然防止に努める。</p> | <p>第1節 公共施設応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 民間建築物等応急対策</p> <p>関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。</p> <p>第1 民間建築物等～第4 文化財</p> <p>(略)</p> <p>第3節 ライフライン・放送の確保</p> <p>ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。 災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。</p> <p>第1 被害状況の報告</p> <p>1 ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。 2 各水道事業者、大阪広域水道企業団、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上の震度が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。 <u>関西電力株式会社は、府内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、府に報告する。</u></p> <p>第2 ライフライン事業者における対応</p> <p>1 上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）</p> <p>(略)</p> <p>2 下水道（府、市町村）</p> <p>(1) 応急措置 ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。 イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。 <u>ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u> <u>エ 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。</u></p> <p>(2) 応急対策、(3) 広報</p> <p>(略)</p> <p>3 電力（<u>関西電力株式会社</u>）、4 ガス（<u>大阪ガス株式会社</u>）</p> <p>(略)</p> <p>5 電気通信（<u>西日本電信電話株式会社</u>（大阪支店）、<u>KDDI株式会社</u>（関西総支社））</p> <p>(1) 通信の非常疎通措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災地域特設公衆電話の設置 災害救助法が適用された場合等には、避難場所・<u>指定避難所</u>に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 (3) 設備の応急対策、(4) 広報</p> <p>(略)</p> <p>第3 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）</p> <p>(1) 放送体制の確保に努める。 (2) 非常放送を実施する。 (3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。 (4) 施設の応急復旧を進める。 (5) 日本放送協会は、<u>指定避難所</u>等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。</p> <p>第4節 農林水産関係応急対策</p> <p>府、市町村及び防災関係機関は、農林水産業に関する応急対策を講ずる。</p> <p>第1 農業用施設～第3 農作物</p> <p>(略)</p> <p>第4 畜産</p> <p>府は、家畜伝染病の予防等家畜被害の未然防止に努める。</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|---|
| <p>第1節 オペレーション体制</p> <p>(略)</p> <p>第2節 住民等からの問い合わせ</p> <p>府、市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。</p> <p>また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、府、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>第1 法の適用</p> <p>知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。</p> <p>第2 救助の内容</p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急物資の供給</p> <p>府及び市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</p> <p>また、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>府及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市町村は府に要請することができるとともに、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>第1 物資等の運送要請</p> <p>(略)</p> <p>第2 給水活動</p> <p>府、市町村及び大阪府広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。</p> <p>なお、大阪広域水道企業団は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、市町村と協力して、直ちに大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。</p> <p>1 市町村、大阪広域水道企業団、2 府</p> <p>(略)</p> <p>第3 食料・生活必需品の供給</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。</p> <p>1 市町村</p> <p>発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局(大阪地域センター)、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。</p> <p>(1) 避難所毎の必要量算定 (2) 災害用備蓄物資の供給 (3) 協定締結している物資の調達</p> <p>2 府</p> <p>市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 被災市町村毎の必要量、調達可能な物資量の情報収集 (2) 災害用備蓄物資の供給 (3) 協定締結している物資の調達 (4) 市町村間の応援措置について指示 (5) 農林水産省、近畿農政局(大阪地域センター)、日本赤十字社大阪府支部、一般社団</p> | <p>第1節 オペレーション体制</p> <p>(略)</p> <p>第2節 住民等からの問い合わせ</p> <p>府、市町村は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。</p> <p>また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、府、市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>なお、被災者の中に、<u>高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待</u>、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p> <p>第3節 災害救助法の適用</p> <p>第1 法の適用</p> <p>知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。</p> <p>第2 救助の内容</p> <p>(略)</p> <p>第4節 緊急物資の供給</p> <p>府及び市町村は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</p> <p>また、<u>自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している</u>避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>府及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市町村は府に要請することができるとともに、府は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>第1 物資等の運送要請</p> <p>(略)</p> <p>第2 給水活動</p> <p>府、市町村及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。</p> <p>なお、府と大阪広域水道企業団(構成市町村含む)は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、直ちに大阪広域震災対策中央本部及びブロック本部を設置する。府は大阪市災害対策本部及び大阪広域震災対策中央本部と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。</p> <p>1 市町村、大阪広域水道企業団、2 府</p> <p>(略)</p> <p>第3 食料・生活必需品の供給</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。</p> <p>1 市町村</p> <p>発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局(大阪府拠点)、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。</p> <p>(1) 指定避難所毎の必要量算定 (2) 災害用備蓄物資の供給 (3) 協定締結している物資の調達</p> <p>2 府</p> <p>市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 被災市町村毎の必要量、調達可能な物資量の情報収集 (2) 災害用備蓄物資の供給 (3) 協定締結している物資の調達 (4) 市町村間の応援措置について指示 (5) 農林水産省、近畿農政局(大阪府拠点)、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|---|
| <p>法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請</p> <p>(6) 不足する場合は、関西広域連合に要請</p> <p>(7) 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送</p> | <p>大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請</p> <p>(6) 不足する場合は、関西広域連合に要請</p> <p>(7) 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点等、市町村の集積地まで輸送</p> |
| <p>3 その他の防災関係機関</p> <p>下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 農林水産省 応急用食料品の供給要請及び米穀の供給</p> <p>(2) 近畿農政局(大阪地域センター) 応急用食料品(精米等)並びに政府米の供給について連絡・調整</p> <p>(3) 日本赤十字社大阪府支部 毛布、日用品等の備蓄物資の供給</p> <p>(4) 近畿経済産業局 生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(5) 関西広域連合 救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保</p> | <p>3 その他の防災関係機関</p> <p>下記の防災関係機関は、府及び市町村からの要請があった場合は次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 農林水産省 応急用食料品の供給要請及び米穀の供給</p> <p>(2) 近畿農政局(大阪府拠点) 応急用食料品(精米等)並びに政府米の供給について連絡・調整</p> <p>(3) 日本赤十字社大阪府支部 毛布、日用品等の備蓄物資の供給</p> <p>(4) 近畿経済産業局 生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達</p> <p>(5) 関西広域連合 救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保</p> |
| <p>第5節 住宅の応急確保</p> | <p>第5節 住宅の応急確保</p> |
| <p>府及び市町村は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。</p> | <p>府及び市町村は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。</p> |
| <p>第1 被災住宅の応急修理～第4 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>(略)</p> | <p>第1 被災住宅の応急修理～第4 応急仮設住宅の運営管理</p> <p>(略)</p> |
| <p>第5 公共住宅への一時入居</p> <p>府及び市町村は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市町営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。</p> | <p>第5 <u>みなし応急仮設住宅</u> <u>民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。</u></p> |
| <p>第6 住宅に関する相談窓口の設置等</p> <p>1 府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。</p> <p>2 府及び市町村は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。</p> | <p>第6 公共住宅への一時入居</p> <p>府及び市町村は、応急仮設住宅の建設及び<u>みなし応急仮設住宅の活用</u>状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市町営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。</p> |
| <p>第7 他府県への応急仮設住宅用地の要請</p> <p>(略)</p> <p>第8 建設用資機材等の調達</p> <p>(略)</p> | <p>第7 住宅に関する相談窓口の設置等</p> <p>1 府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。<u>また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。</u></p> <p>2 府及び市町村は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。</p> |
| <p>第7 他府県への応急仮設住宅用地の要請</p> <p>(略)</p> | <p>第8 他府県への応急仮設住宅用地の要請</p> <p>(略)</p> |
| <p>第8 建設用資機材等の調達</p> <p>(略)</p> | <p>第9 建設用資機材等の調達</p> <p>(略)</p> |
| <p>第6節 応急教育</p> | <p>第6節 応急教育</p> |
| <p>府教育委員会及び市町村教育委員会は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置をとるよう指導・助言する。</p> | <p>府教育委員会及び市町村教育委員会は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。また、府は、私立学校等が公立学校に準じた措置をとるよう指導・助言する。</p> |
| <p>第1 教育施設の応急整備</p> <p>(略)</p> | <p>第1 教育施設の応急整備</p> <p>(略)</p> |
| <p>第2 応急教育体制の確立</p> | <p>第2 応急教育体制の確立</p> |
| <p>1 応急教育の実施</p> <p>(1) 学校長 教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府教育委員会若しくは市町村教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。</p> <p>ア 校舎が避難所として利用されている場合の市町村との協議</p> <p>イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡</p> <p>(2) 市町村 学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。</p> <p>(3) 府教育委員会、市町村教育委員会</p> <p>(略)</p> | <p>1 応急教育の実施</p> <p>(1) 学校長 教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府教育委員会若しくは市町村教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。</p> <p>ア 校舎が<u>指定避難所</u>として利用されている場合の市町村との協議</p> <p>イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡</p> <p>(2) 市町村 学校が<u>指定避難所</u>等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の<u>指定避難所</u>への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。</p> <p>(3) 府教育委員会、市町村教育委員会</p> <p>(略)</p> |
| <p>2 学校給食の応急措置</p> <p>(略)</p> | <p>2 学校給食の応急措置</p> <p>(略)</p> |
| <p>第3 就学援助等</p> <p>(略)</p> | <p>第3 就学援助等</p> <p>(略)</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|---|
| <p>第7節 自発的支援の受入れ</p> <p>府内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。</p> <p>第1 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>第2 義援金品の受付・配分</p> <p>府、市町村などに寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。</p> <p>1 義援金, 2 義援物資</p> <p>(略)</p> <p>3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮</p> <p>被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。</p> <p>府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市町村と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。</p> <p>第3 海外からの支援の受入れ, 第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等</p> <p>(略)</p> | <p>第7節 自発的支援の受入れ</p> <p>府内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。</p> <p>第1 ボランティアの受入れ</p> <p>(略)</p> <p>第2 義援金品の受付・配分</p> <p>府、市町村等に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。</p> <p>1 義援金, 2 義援物資</p> <p>(略)</p> <p>3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮</p> <p>被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。</p> <p>府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市町村と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。</p> <p><u>府及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。</u></p> <p>第3 海外からの支援の受入れ, 第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等</p> <p>(略)</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|--|
| <p>第1節 保健衛生活動</p> <p>府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>第1 防疫活動</p> <p>府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。</p> <p>1 府</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市</p> <p>(1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。※</p> <p>(2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。</p> <p>(3) 次の防疫活動を実施する。</p> <p>ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）</p> <p>イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）</p> <p>ウ 避難所の防疫指導</p> <p>エ 衛生教育及び広報活動</p> <p>(4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。</p> <p>(5) 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）</p> <p>(6) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。</p> <p>(7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置を行う。</p> <p>※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）</p> <p>3 市町村（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市を除く。）</p> <p>(1) 府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。</p> <p>ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）</p> <p>イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）</p> <p>ウ 避難所の防疫指導</p> <p>エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）</p> <p>オ 衛生教育及び広報活動</p> <p>(2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。</p> <p>(3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。</p> <p>(4) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。</p> <p>第2 食品衛生監視活動</p> <p>府、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。</p> <p>1 避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視</p> <p>2 被災した食品関係営業施設の衛生監視</p> <p>3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視</p> <p>4 飲料水の衛生監視、検査</p> <p>5 その他食品に起因する危害発生の排除</p> <p>第3 被災者の健康維持活動</p> <p>府及び市町村は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。</p> <p>1 巡回相談等の実施</p> <p>(1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。</p> <p>(2) 被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。</p> <p>(3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。</p> <p>(4) 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市町村に助言する。</p> <p>2 心の健康相談等の実施</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第4 応援要請</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第5 動物保護等の実施</p> <p>府・市町村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・受入れ</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p>第1節 保健衛生活動</p> <p>府及び市町村は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。</p> <p>第1 防疫活動</p> <p>府及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。</p> <p>1 府</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2 大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市</p> <p>(1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めるときは、健康診断の勧告等を行う。※</p> <p>(2) 一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。</p> <p>(3) 次の防疫活動を実施する。</p> <p>ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）</p> <p>イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）</p> <p>ウ <u>指定避難所</u>の防疫指導</p> <p>エ 衛生教育及び広報活動</p> <p>(4) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。</p> <p>(5) 府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）</p> <p>(6) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。</p> <p>(7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置を行う。</p> <p>※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）</p> <p>3 市町村（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市を除く。）</p> <p>(1) 府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。</p> <p>ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）</p> <p>イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）</p> <p>ウ <u>指定避難所</u>の防疫指導</p> <p>エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）</p> <p>オ 衛生教育及び広報活動</p> <p>(2) 防疫に必要な薬品を調達、確保する。</p> <p>(3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。</p> <p>(4) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。</p> <p>第2 食品衛生監視活動</p> <p>府、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。</p> <p>1 <u>指定避難所</u>その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視</p> <p>2 被災した食品関係営業施設の衛生監視</p> <p>3 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視</p> <p>4 飲料水の衛生監視、検査</p> <p>5 その他食品に起因する危害発生の排除</p> <p>第3 被災者の健康維持活動</p> <p>府及び市町村は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。<u>また活動の実施にあたっては要配慮者への十分な配慮を行うものとする。</u></p> <p>1 巡回相談等の実施</p> <p>(1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、<u>指定避難所</u>、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。</p> <p>(2) 被災者の栄養状況を把握し、<u>食料</u>の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。</p> <p>(3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。</p> <p>(4) 府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市町村に助言する。</p> <p>2 心の健康相談等の実施</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第4 応援要請</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第5 動物保護等の実施</p> <p>府・市町村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。</p> <p>1 被災地域における動物の保護・受入れ</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|---|
| <p>2 避難所における動物の適正な飼育 府は避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1) 府は各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。</p> <p>(2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整</p> <p>(3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止</p> <p>(略)</p> | <p>2 指定避難所における動物の適正な飼育 府は指定避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1) 府は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼育状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。</p> <p>(2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整</p> <p>(3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。</p> <p>3 動物による人等への危害防止</p> <p>(略)</p> |
| <p>第2節 廃棄物の処理</p> | <p>第2節 廃棄物の処理</p> |
| <p>府及び市町村は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。</p> | <p>府及び市町村は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。</p> |
| <p>第1 し尿処理</p> | <p>第1 し尿処理</p> |
| <p>1 市町村</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。</p> <p>イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>(2) 処理活動</p> <p>(略)</p> | <p>1 市町村</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。</p> <p>イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。</p> <p>(2) 処理活動</p> <p>(略)</p> |
| <p>2 府</p> <p>(略)</p> | <p>2 府</p> <p>(略)</p> |
| <p>第2 ごみ処理</p> | <p>第2 ごみ処理</p> |
| <p>1 市町村</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。</p> <p>イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>(2) 処理活動</p> <p>(略)</p> | <p>1 市町村</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。</p> <p>イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>(2) 処理活動</p> <p>(略)</p> |
| <p>2 府</p> <p>(略)</p> | <p>2 府</p> <p>(略)</p> |
| <p>第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理</p> | <p>第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理</p> |
| <p>1 市町村</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 災害廃棄物等の発生量を把握する。</p> <p>イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートを確認を図る。</p> <p>(2) 処理活動</p> <p>ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p> <p>イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。</p> <p>ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業員の健康管理及び安全管理に十分配慮する。</p> <p>エ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。</p> <p>2 府</p> <p>(1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルートの確保を応援する。</p> <p>(2) 市町村の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行う。</p> <p>(3) 市町村等が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。</p> <p>(4) 府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確認するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。</p> <p>(5) 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。</p> | <p>1 市町村</p> <p>(1) 初期対応</p> <p>ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。</p> <p>イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。</p> <p>(2) 処理活動</p> <p>ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p> <p>イ 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。</p> <p>ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業員の健康管理及び安全管理に十分配慮する。</p> <p>エ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。</p> <p>2 府</p> <p>(1) 市町村からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルートの確保を応援する。</p> <p>(2) 市町村の災害廃棄物等処理の進行管理等を行うため、全体処理計画を作成する。全体処理計画に基づき、府域の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援を要請し、応援活動の調整を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p> <p>(3) 市町村等が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市町村等から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。</p> <p>(4) 府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確認するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。</p> <p>(5) 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。</p> |
| <p>第3節 遺体の処理、火葬等</p> | <p>第3節 遺体対策</p> |
| <p>府、府警察、第五管区海上保安本部及び市町村は、遺体の処理、火葬等について、必要な措置をとる。</p> | <p>府、府警察、第五管区海上保安本部及び市町村は、遺体対策について、必要な措置をとる。</p> |
| <p>第1 府警察、第五管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> | <p>第1 府警察、第五管区海上保安本部</p> <p>(略)</p> |

| 府地域防災計画(平成26年3月) | 今回変更 |
|--|---|
| <p>第2 市町村</p> <p>1 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視(死体調査)、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。</p> <p>2 身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。</p> <p>3 遺族が遺体の処理、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市町村が代わってこれを実施する。</p> <p>(1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。</p> <p>(2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。</p> <p>(4) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。</p> <p>4 遺体安置所の設定</p> <p>(1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。</p> <p>(2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。</p> <p>(3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。</p> <p>(4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。</p> <p>(5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。</p> <p>(6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。</p> <p>(7) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。</p> <p>(8) 自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。</p> <p>第3 府</p> <p>(略)</p> <p>第4節 社会秩序の維持</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。</p> <p>第1 住民への呼びかけ～第4 物価の安定及び物資の安定供給</p> <p>(略)</p> | <p>第2 市町村</p> <p>1 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視(死体調査)、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。</p> <p>2 身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。</p> <p>3 遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市町村が代わってこれを実施する。</p> <p>(1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。</p> <p>(2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。</p> <p>(4) 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。</p> <p>4 遺体安置所の設定</p> <p>(1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。</p> <p>(2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。</p> <p>(3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。</p> <p>(4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。</p> <p>(5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。</p> <p>(6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。</p> <p>(7) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。</p> <p>(8) 自ら遺体対策の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。</p> <p>第3 府</p> <p>(略)</p> <p>第4節 社会秩序の維持</p> <p>府、市町村をはじめ防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。</p> <p>第1 住民への呼びかけ～第4 物価の安定及び物資の安定供給</p> <p>(略)</p> |